

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	関東学院大学小田原キャンパスの今後に関する協議について	文化政策課
2	中央図書館の機能の再編等について	図 書 館
3	小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センターの開館について	図 書 館 ・ 子育て政策課
4	小田原市立病院経営改革プラン（平成 29 年度～平成 32 年度）の進捗状況について	経営管理課
5	令和 2 年度教育委員会事務の点検・評価の結果について	教育総務課
6	学校教育における令和 2 年度中の I C T 活用について	教育指導課
7	令和 3 年度使用中中学校教科用図書採択について	

令和 2 年 9 月 8 日

関東学院大学小田原キャンパスの今後に関する協議について

関東学院大学が他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性について、次のとおり、関東学院大学と第2回協議会を開催した。

○協議会開催状況と主な内容

〈第2回協議会〉

1 日 時 令和2年8月26日(水) 午前10時～11時

2 出席者

[小田原市] 鳥海副市長、安藤企画部長、杉本政策調整担当部長、杉崎市民部長、石川文化部長、石塚都市部長、小澤技監・建設部長

[関東学院大学] 規矩学長、山下常務理事、廣瀬事務局長、関口経営企画部長、河野国際研究研修センター事務室長、南経営企画部学長付、本廣経営企画部学長付

※オブザーバー

[「日本先端大学(仮称)」設置準備委員会] 西委員長ほか

3 協議事項

- ・ 関東学院大学と「日本先端大学(仮称)」設置準備委員会との覚書締結について
- ・ 「日本先端大学(仮称)」の開学準備について
- ・ 細目協定の取り扱いについて
- ・ 今後の協議会について

覚 書

関東学院大学(以下、甲という)と日本先端大学(仮称)設置準備委員会(以下、乙という。)とは互いの教育、研究の向上及び学校経営の発展を図るため、包括的な教育連携協定書の締結を検討してきたが、大筋に於いて合意に達したので、協定書締結に先立ち、本覚書を締結する。

記

1. 甲と乙は、互いの教育、研究及び学校経営上の環境を考慮し、各分野での幅広い交流、連携が互いの発展に寄与することを認め、包括的教育連携協定書の締結を目指す。
2. 甲は、乙の大学新設の計画に賛同し、早期の開学に向けて支援をおこなうために、大学の新設申請に協力するとともに、大学の新設後はその運営に協力し、教員、職員及び研究者人材の紹介並びに交流を行う。
3. 甲は、乙による大学の新設後に、研究所の新設に協力し、研究所の運営に係る職員及び研究者人材の紹介を行う。
4. 甲は、甲と小田原市との協定書、細目協定に基づき協議を行い、小田原市の下承を得ることを前提として、乙に対して、甲が保有する下記の物件(以下、「小田原キャンパス」という。)を新設の大学のキャンパスとして承継することとし、下記の校地、機器及び機材を無償にて譲渡し、建物及び構築物を、甲と乙の協議により合意した条件にて有償譲渡することを約す。

・物件 名称	小田原キャンパス
・所在 概要	神奈川県小田原市荻窪1162番地2 他
・校地 概要	総面積 121,778.26 m ² (27筆)
・建物、構築物 概要	総延床面積 18,499.99 m ² (12棟)
・機器、機材 概要	小田原キャンパス内の教育用機材、研究用機器、備品

5. 甲は、乙が学校法人格を取得した後、その法人(以下、「新法人」という。)に対し小田原キャンパスを譲渡することとし、その時期については甲と乙及び新法人との協議により決定するものとする。
6. 乙及び新法人が新たに小田原市と小田原キャンパスに関する協定書(以下、「新協定書」という。)を締結する際は、甲は乙に対して甲が小田原市と締結した協定書、細目協定の主旨を説明し、円滑に新協定書の締結に係る協議が開始されるように配慮し、締結についての助言を行うものとする。
7. この覚書は、甲にて決定され、学校法人 関東学院 の理事会の下承が得られた後、効力を生ずるものとし、有効期間を1年とする。
8. この覚書の更新は、甲及び乙のいずれからも申し出がない限り、1年毎の自動延長とし、以降も同様とする。

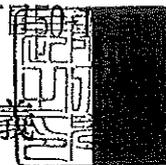
上記事項を確認するため、覚書二通を作成し、甲と乙との双方が記名押印の上、各一通を保持する。

2020年 8月19日

甲

〒236-8501 横浜市金沢区六浦東1丁目50番

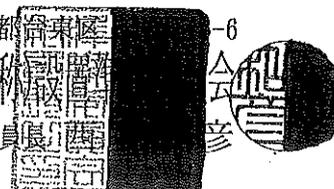
関東学院大学
学長 規 矩 大 義



乙

〒110-0005 東京都台東区根岸1丁目1番6

日本先端大学(仮称)設置準備委員会 委員長 藤 彦



関東学院大学との協議会における 小田原キャンパス開設のための補助金に関する方針について

関東学院大学と「日本先端大学（仮称）」設置準備委員会が、「日本先端大学（仮称）」開学後に包括的な教育連携を行うための覚書を締結したことから、協議会では、細目協定についての検討を行い、小田原キャンパス開設のための補助金に関して、次のとおり取り扱いの方向性を示した。

1 補助金について

本市では、「公私協力方式」による大学設置のため、関東学院大学に対して、小田原キャンパスの校地買収費相当額（約 40 億 6,238 万円）を補助した。

2 補助金の返還等の規定について

細目協定では、第 2 条で、第三者に譲渡してはならないこととされており、第 3 条では、前条の規定に違反した場合は、補助金を返還させることができるとしている。また、協議の上、補助金の返還に代えて、適当と認める措置を求めることができることも規定している。

3 協議会における補助金に関する方針について

(1) 教育連携と大学新設の了承

他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性を協議しているが、教育連携と大学新設は、「神奈川県西部における高等教育の確立」と「地域貢献」という、小田原キャンパス開設時の理念と目的に合致することから、本市では、教育連携と大学新設の計画を進めることを了承する。

(2) 補助金に関する方針

協議中の大学新設の計画では、小田原キャンパスの所有権が関東学院大学から新設大学に移転することから、細目協定第 2 条の第三者への譲渡に該当する。

しかし、「神奈川県西部における高等教育の確立」は維持され、また、関東学院大学は、小田原キャンパス開設以来、地域貢献等に努めていることから、細目協定第 3 条により、補助金の返還ではなく、補助金の返還に代える適当な措置として、新設大学への無償による土地の譲渡の履行、新設大学との教育連携の推進、小田原キャンパスの有効活用を求める。

ただし、この措置が確定するのは、新設大学の開学の許可が下りた時点とする。

(3) 新設大学への補助金について

本市から新設大学に対して、開設に関する補助金は交付しない。
また、細目協定は継承しないものとする。

関東学院大学小田原キャンパスの校地利用に関する細目協定

小田原市（以下「甲」という。）と学校法人関東学院（以下「乙」という。）とは、関東学院大学小田原キャンパス開設に関する協定書に基づいて、乙が開設する関東学院大学小田原キャンパス（以下「小田原キャンパス」という。）の用に供するために、甲の交付した補助金により乙が取得した土地（以下「校地」という。）について、次のとおり細目協定を締結する。

（校地整備等）

第1条 乙は、補助金の交付申請に当たり甲に提出した「小田原キャンパス計画」に基づいて、校地の整備を行うものとする。

2 乙は、小田原キャンパス計画を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、行うものとする。

（目的外利用等の禁止）

第2条 乙は、校地を、小田原キャンパス以外の目的に使用し、又は第三者に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

（補助金の返還）

第3条 甲は、乙が前条の規定に違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、乙と協議の上、補助金の返還に代えて、適当と認める措置を求めることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を
保有する。

昭和63年12月19日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長

山橋敬一郎

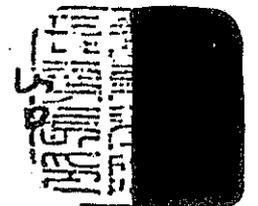


乙 横浜市金沢区六浦町4834番地

学校法人 関東学院

理事長

高野利江



中央図書館の機能の再編等について

1 概要

令和2年3月末に閉館した旧市立図書館所管の地域資料等を中央図書館に移管するにあたり、中央図書館2階の視聴覚コーナーの機能を整理して地域資料コーナーを開設し、令和3年4月から運用を開始する。

地域資料は、本市や周辺地域の歴史や人々の営みを今に伝える貴重な資料であるとともに、地域資産としての活用が期待されていることから、当該コーナーでは専門知識を有する職員を配し、資料の収集と適切な保存を図りつつ、郷土文化の発掘、研究、認知の拡大に努めていく。あわせて、旧市立図書館所有の文学資料についても中央図書館が継承し、小田原文学館での展示・公開をはじめとする活用に、さらに注力していくものである。

なお、視聴覚サービスについては、インターネット等の普及に伴う映像、音楽の視聴スタイルの多様化や民間サービスの進展、充実等の状況を勘案して試聴ブースを縮小するものであるが、現有の一般視聴覚資料の活用促進として貸出サービスの拡充を行う。

2 新設する地域資料コーナー等の運営時間

中央図書館	現状	令和3年度以降
地域資料コーナー	/	
視聴覚コーナー	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

【参考】旧市立図書館における地域資料室の運営時間 午前9時から午後5時まで

3 視聴覚サービスの見直しについて

視聴覚コーナーの視聴席を12ブースから4ブースに変更する。また、視聴覚資料(CD、DVD等)の貸出数量と貸出期間を拡大することとする。

視聴覚資料の貸出数量及び貸出期間

区分		貸出数量及び貸出期間	
		現 状	令和3年度以降
視聴覚資料	CD DVD ビデオテープ	数量 各2点以内 期間 7日以内	数量 各6点以内 期間 14日以内 (うちDVDは3点以内)
	その他の資料	数量 6点以内 期間 7日以内	/

その他の資料…カセットテープ、レコードなど

4 小田原文学館の運営等

小田原文学館は小田原ゆかりの作家の自筆原稿や書簡などの貴重資料を展示しているが、これらの貴重資料を着実に保全するためには、資料の劣化や退色等の原因となる照明の照射時間を短縮するとともに、長期にわたる同一資料の展示を避けるための展示替えなどを適宜行う必要がある。また、文学館は建築後80年以上が経過しており、建物の保全や庭園管理に定期的な整備等が必要な状況である。

このため、文学館の休館日及び開館時間を変更する。

(1) 休館日

現状	令和3年度以降
12月28日から1月3日まで	毎週月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 開館時間

現状	令和3年度以降
午前9時から午後5時まで	3月から10月まで 午前10時から午後5時まで 11月から2月まで 午前10時から午後4時30分まで

5 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和2年9月15日 ～同年10月14日	市民意見の募集 小田原市図書館条例施行規則の一部改正 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の廃止 小田原文学館条例施行規則の一部改正
令和2年11月	市民意見の募集結果の公表 (市ホームページ、中央図書館、行政情報センター)
令和3年1月	教育委員会の議決 小田原市図書館条例施行規則の一部改正 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の廃止 小田原文学館条例施行規則の一部改正
令和3年3月31日	小田原市視聴覚ライブラリー規則の廃止（施行予定）
令和3年4月 1日	小田原市図書館条例施行規則の一部改正（施行予定） 小田原文学館条例施行規則の一部改正（施行予定）

小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センターの開館について

令和2年1月に万葉倶楽部株式会社と工事委託協定を締結し、小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センターの整備を進めてきたが、この度、その整備が完了したことから、広域交流施設（ミナカ小田原）全体の開館に先行して開館（プレオープン）する。

なお、コロナ禍及び施設内の他のテナントが工事中であることから、利用者の安全確保のため、サービスを限定する。

1 開館について

- (1) 開館日 令和2年10月19日（月）
※開館セレモニーを午前9時より開催
- (2) 入館ルート 別紙のとおり
- (3) その他 開館に先立ち、10月16日（金）に内覧会を開催
休館日は、毎月第4月曜日（祝日にあたるときはその翌日）・
年末年始・特別整理期間（図書館のみ）

2 サービス内容

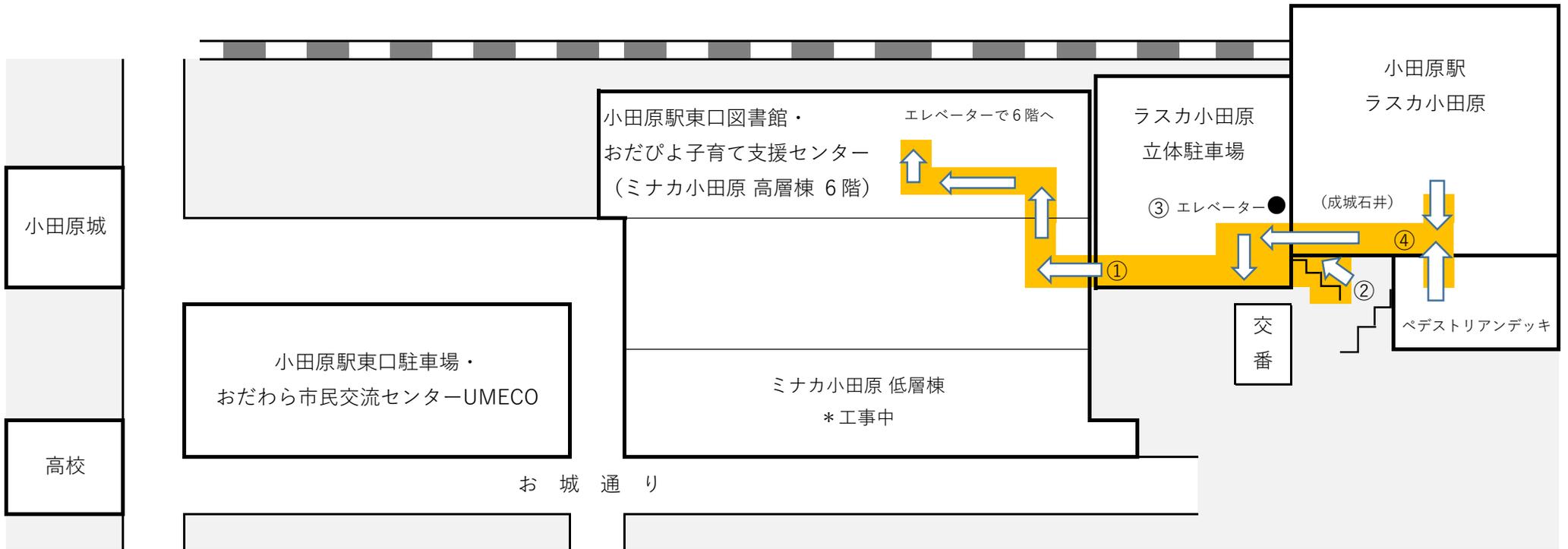
(1) 小田原駅東口図書館

スケジュール	開館時間	利用内容
10月19日（月）	10：00～18：00	事前予約制 ・貸出返却
10月20日（火） ～10月25日（日）	9：00～18：00	・新聞雑誌閲覧 等 ※閲覧席利用制限
10月27日（火）～	9：00～21：00 ※土・日・祝日 ～18：00	・予約本受取開始 ・貸出返却 ・新聞雑誌閲覧 等 ※閲覧席利用不可 (状況により制限緩和)

(2) おだぴよ子育て支援センター

スケジュール	開館時間	利用内容
10月19日（月）	10：00～18：00	事前予約制 ① 10時30分～12時 ② 14時～15時30分 ※各時間帯26人を上限
10月20日（火）～	9：00～18：00	事前予約制 ① 10時～11時30分 ② 13時30分～15時 ※各時間帯26人を上限

プレオープン期間中（～11月30日）の入館ルート



← ミナカ小田原の入口（①）、ラスカ小田原立体駐車場2階からミナカ小田原3階に直結している通路のみ。
駐車場2階へは、交番裏の駐車場階段（②）又はエレベーター（③）により上る。
午前9時からはラスカ内成城石井前の通路（④）も利用可能。

小田原市立病院経営改革プラン（平成 29 年度～平成 32 年度）の進捗状況について

【小田原市立病院経営改革プランについて】

総務省は、平成27年3月31日付で公立病院の改革に関する方針である「新公立病院改革ガイドライン」を示し、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれていることなどから、引き続き、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等の視点に立った改革を継続し、地域における良質な医療を確保していく必要があるとし、病院事業を設置する地方公共団体に対して、「新公立病院改革プラン」の作成を求めた。

当院では、このガイドラインを踏まえ、平成29年度～平成32年度を計画期間とする「小田原市立病院経営改革プラン」を平成29年3月に策定し、経営改善に努めていくこととした。

【改革プランの実施状況の評価について】

「小田原市立病院経営改革プラン」の実施状況については、プランの中で、当院職員が実施する内部評価のほか、外部の有識者や医療関係団体の代表者等で構成する小田原市立病院運営審議会へ状況を報告し評価をいただく外部評価を実施することとしている。

これを踏まえ、内部評価として、院内の病院経営戦略委員会にて改革プランの取組及び進捗状況の確認・評価を行った後、小田原市立病院運営審議会から評価をいただくこととし、これらの結果についてはホームページで公表を行うこととした。

【評価対象について】

評価の対象は、「小田原市立病院経営改革プラン」において具体的な数値やスケジュールを定めた事項及び経営改革の目標達成に向けた具体的な取組とし、次の8項目を対象とする。

- 1：医療機能等に係る数値目標（P.14）
- 2：収支改善に係る数値目標（P.19）
- 3：経費削減に係る数値目標（P.19）
- 4：収入確保に係る数値目標（P.20）
- 5：経営の安定性に係る数値目標（P.20）
- 6：対象期間における収支計画（P.21～P.22）
- 7：経営形態の見直し（P.23～P.25）
- 8：経営改革の目標達成に向けた具体的な取組（P.18～P.19）

【改革プランの実施状況と内部評価】

1：医療機能等に係る数値目標（P.14）

当院が、その果たすべき役割に沿った医療機能を十分に発揮しているかを検証する観点から、急性期医療を担う病院の指標として手術件数、引き続き地域の救急医療を牽引していく指標として救急搬送人数を数値目標に設定した。また、地域の医療機関との連携を強化していくため、紹介率及び逆紹介率を指標として設定した。

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	評価	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
手術件数(件)	3,613	3,847	3,869	3,721	3,978	○	3,744	3,767
救急搬送人数 (人)	5,628	5,706	5,863	5,811	5,099	×	5,902	5,993
紹介率(%)	63.7	68.5	69.0	68.0	70.5	○	69.0	70.0
逆紹介率(%)	67.4	75.1	71.7	70.0	79.4	○	70.0	70.0

<実施状況と内部評価>

- ▶ 紹介患者の積極的な受入に努めた結果、紹介率が向上し、急性期医療を必要とする患者数が増加したこと等により手術件数が増加したと考えている。
- ▶ 救急搬送人数については、目標値だけでなく前年度実績値よりも低い結果となった。救急搬送の内訳をみると、軽症患者の受入割合は前年度と比べ減少しているが、重症患者の受入割合は前年度と比べ増加しており、県西二次保健医療圏内における医療機能の分化が推進されたものと考えている。引き続き断らない救急の推進に努めるとともに、重症患者の割合や患者応需率についても注視していきたい。
- ▶ 設定した4つの項目のうち、救急搬送人数を除いて、目標を超える実績となった。

2：収支改善に係る数値目標（P.19）

新改革ガイドラインに定められている必須の数値目標である経常収支比率及び医業収支比率を収支改善に係る数値目標として設定した。なお、経常収支比率に関しては、持続可能な病院経営を行っていくため、経常黒字及び純利益の確保を目指す観点から目標値を設定した。

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	評価	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
経常収支 比率(%)	97.6	101.8	102.9	99.8	101.6	○	99.9	100.6
医業収支 比率(%)	90.8	92.5	93.6	93.2	93.0	×	93.7	94.9

<実施状況と内部評価>

- ▶ 今年度も病院長と各診療科部長との面談を行い、病院経営の状況や各診療科の状況を共有しながら、病院全体で経営改善に取り組んだ。
- ▶ 収益については、延入院患者数及び入院患者単価が増加したことにより医業収益の過去最高数字を更新した。
- ▶ 費用については、給与費では医療の充実や医療技術部門の2交代制への移行に伴い正規職員を増加させたことや、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に基づき市職員の給与改定を行ったこと等により前年度と比べ大きく増加した。
- ▶ この結果、今年度も経常収支比率は100%を超えたが、医業収支比率については、目標だけでなく前年度実績値よりも低い結果となった。不採算医療を担う当院では医業収支比率が100%を超えることは厳しい状況であるが、引き続き経営改善に努めることにより100%に近づくよう努めていく。
- ▶ 設定した2つの項目のうち、医業収支比率は目標に達しなかったが、経常収支比率は目標を超える実績となった。

3：経費削減に係る数値目標（P.19）

費用項目に関しては、材料費、委託料の削減を中心に実施していくため、材料費対医業収益比率、委託料対医業収益比率を経費削減に係る数値目標として設定した。特に、材料費の削減に関しては、後発医薬品の使用を促進していくため、後発医薬品の使用割合についても指標として設定した。

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	評価	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
材料費対医業 収益比率(%)	25.8	25.8	24.8	25.6	25.4	○	25.6	25.5
委託料対医業 収益比率(%)	10.0	10.1	9.8	10.0	9.6	○	9.9	9.7
後発医薬品の 使用割合(%)	61.4	67.0	80.8	75.0	86.7	○	80.0	80.0

<実施状況と内部評価>

- ▶ 材料費については、他病院における購入価格のベンチマークを参考に、購入価の値引き交渉を行い、購入価の削減に努めた。
- ▶ 委託料については、人件費の上昇の影響を受け、契約金額は上昇傾向となっている。なお、委託業務については令和2年度に規模の大きい複数年契約を行っている業務委託の更新時期を迎えるので、仕様書の見直し等、委託業務内容の見直しを行っていく必要がある。
- ▶ 後発医薬品の使用割合については、薬事委員会を中心に、後発医薬品に変更可能な先発医薬品の積極的な切り替えに努めた。今後は、入院と外来それぞれの割合にも注視することとし、DPC制度の中で包括されてしまう入院において、後発医薬品の割合をさらに高めていくよう取り組んでいく。
- ▶ 設定した3つの項目全てにおいて、目標を超える実績かつ前年度を超える実績となっており、取組は良好であると考えている。

4：収入確保に係る数値目標（P.20）

当院の医業収益の約7割を占める入院収益に着目し、1日当たり入院患者数及び病床利用率を収入確保に係る数値目標として設定した。また、適正な保険請求を推進するために、査定率の改善についても指標として設定した。

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	評価	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
1日当たり入院患者数(人)	327	342	344	337	347	○	340	342
病床利用率 (%)	78.4	82.0	82.6	80.9	83.2	○	81.4	81.9
査定率(%)	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	○	0.2	0.2

<実施状況と内部評価>

- ▶ 病院長と各診療科部長との面談の際に、紹介患者の積極的な受入れに努めるよう意識づけを行い、病院全体として集患に取り組んだことで、1日当たり入院患者数及び病床利用率が上昇したものと考えている。
- ▶ 査定率については、医療保険委員会で査定内容を周知するとともに、引き続き今年度も保険請求前のシステム点検や会計の誤入力について医療事務委託業者との連携を図った。
- ▶ 設定した3つの項目全てにおいて、目標を超える実績かつ前年度を超える実績となっており、取組は良好であると考えている。

5：経営の安定性に係る数値目標（P. 20）

経営の安定性を図る指標として、純資産の額その他、短期の負債に対する支払能力を注視し、経営の安全性を検証するため、流動比率を指標として設定した。

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	評価	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
純資産の額 (百万円)	5,985	6,123	6,358	5,985	6,520	○	5,985	5,985
流動比率(%)	177	220	234	177	241	○	177	177

<実施状況と内部評価>

- ▶ 平成30年度決算では、医業収益が過去最高数字を更新したこと等により平成28年度以降3年連続で純利益を計上した。このことにより、当年度未処分利益が増加し、純資産の増加につながるとともに、資産における未収金及び現金預金の額が増加し、流動比率の上昇にもつながった。
- ▶ 設定した2つの項目全てにおいて、目標を超える実績かつ前年度を超える実績となっており、取組は良好であると考えている。

6：対象期間における収支計画（P.21～P.22）

（収益的収支）

（単位：百万円（税抜）、％）

区分		年度	H27年度 （実績）	H28年度 （実績）	H29年度 （実績）	H30年度 （目標）	H30年度 （実績）	R1年度 （目標）	R2年度 （目標）
収	1. 医 業 収 益 a		10,765	11,334	11,596	11,061	11,942	11,099	11,136
	(1) 入 院 収 益		7,510	8,015	8,068	7,733	8,391	7,782	7,830
	(2) 外 来 収 益		2,929	2,980	3,160	3,012	3,187	3,012	3,012
	(3) そ の 他		326	339	368	316	364	305	294
	うち他会計負担金		208	215	243	198	247	187	176
	うちその他の医業収益		118	124	125	118	117	118	118
	2. 医 業 外 収 益		1,216	1,370	1,346	1,210	1,317	1,154	1,098
	(1) 他会計負担金・補助金		1,092	1,235	1,207	1,086	1,173	1,030	974
	(2) 国（県）補助金		51	58	52	51	63	51	51
	(3) 長期前受金戻入		11	11	11	11	11	11	11
(4) そ の 他		62	66	76	62	70	62	62	
経 常 収 益 (A)		11,981	12,704	12,942	12,271	13,259	12,253	12,234	
入	1. 医 業 費 用 b		11,852	12,021	12,127	11,864	12,583	11,841	11,732
	(1) 職 員 給 与 費 c		6,515	6,513	6,695	6,318	6,966	6,318	6,318
	(2) 材 料 費		2,774	2,864	2,814	2,837	2,973	2,841	2,845
	(3) 経 費		1,935	1,868	1,847	1,964	1,866	1,952	1,929
	(4) 減 価 償 却 費		594	744	730	711	748	696	606
	(5) そ の 他		34	32	41	34	30	34	34
	2. 医 業 外 費 用		426	453	452	426	463	426	426
	(1) 支 払 利 息		14	20	16	14	12	14	14
	(2) そ の 他		412	433	436	412	451	412	412
	経 常 費 用 (B)		12,278	12,474	12,579	12,290	13,046	12,267	12,158
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		▲ 297	230	363	▲ 19	213	▲ 14	76	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)		100	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)		173	92	128	63	51	63	63
	特別損益 (D)-(E) (F)		▲ 73	▲ 92	▲ 128	▲ 63	▲ 51	▲ 63	▲ 63
純 損 益 (C)+(F)		▲ 370	138	235	▲ 82	162	▲ 77	13	
累 積 欠 損 金 (G)		0	0	0	0	0	0	0	
不良債務	流 動 資 産 (ア)		3,687	3,834	4,148	3,749	4,760	3,683	3,616
	流 動 負 債 (イ)		2,085	1,744	1,770	1,802	1,972	1,754	1,657
	うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)		0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)		0	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}		▲ 1,602	▲ 2,090	▲ 2,378	▲ 1,947	▲ 2,788	▲ 1,929	▲ 1,959	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.6	101.8	102.9	99.8	101.6	99.9	100.6	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		▲ 14.9	▲ 18.4	▲ 20.5	▲ 17.6	▲ 23.3	▲ 17.4	▲ 17.6	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		90.8	94.3	95.6	93.2	94.9	93.7	94.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$		60.5	57.5	57.7	57.1	58.3	56.9	56.7	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		▲ 1,602	▲ 2,090	▲ 2,378	▲ 1,947	▲ 2,788	▲ 1,929	▲ 1,959	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		▲ 14.9	▲ 18.4	▲ 20.5	▲ 17.6	▲ 23.3	▲ 17.4	▲ 17.6	
病 床 利 用 率		78.4	82.0	82.6	80.9	83.2	81.4	81.9	

<実施状況と内部評価> 【評価：○】

- ▶ 収入では、医業収益が過去最高数字を更新したこと等により、設定した目標値を超える結果となった。
- ▶ 支出では、医療の充実や医療技術部門の2交代制への移行等に伴い正規職員を増加させたことや、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に基づき市職員の給与改定を行ったこと等により、給与費が大きく増加し、設定した目標値を超える結果となった。
- ▶ 経営結果としては、平成30年度においても経常利益及び純利益を計上している。このことにより、総務省が求める「一般会計から所定の繰出が行われた上で「経常黒字」となること」について、平成28年度以降3年連続で達成している。
- ▶ 目標を達成し取組結果は良好であると考えているが、今後も経常利益及び純利益を計上していくためには、給与費をはじめとする費用が増加傾向にあることから、支出の見直しに早急に取り組むとともに、収益の増加策にも取り組んでいく必要がある。

(資本的収支)

(単位:百万円(税込)、%)

区分	年度	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
収	1. 企業債	100	200	100	250	200	250	250
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	3	3	3	0	0	3	3
	7. その他	12	8	8	5	8	5	5
	収入計 (a)	115	211	111	255	208	258	258
入	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	115	211	111	255	208	258	258
支	1. 建設改良費	352	498	695	523	676	559	504
	2. 企業債償還金	335	353	279	256	281	192	198
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	27	29	27	50	28	50	50
	支出計 (B)	714	880	1,001	829	985	801	752
	差引不足額 (B)-(A) (C)	599	669	890	574	777	543	494
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	597	669	889	574	776	543	494
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2	0	1	0	1	0	0
	計 (D)	599	669	890	574	777	543	494
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0
	実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0

<実施状況と内部評価> 【評価：▲】

- ▶ 収入では、手持ち資金の状況や借入利息を踏まえ、必要最小限の企業債の借入とし、将来負担の減少に努めた。
- ▶ 支出では、老朽化の進む建物設備のうち、「チリング式冷凍機更新工事」を執行したこと等により、設定した目標値を超える結果となった。
- ▶ 企業債の借入額を必要最小限としたことで、平成30年度末時点の企業債残高は約8億2千万円となった。今後事業が本格化する新病院建設事業に向けて、引き続き毎年度の借入を最小限とし企業債残高の減少に努めていく。

※平成29年度末時点企業債残高：約9億円

※平成28年度末時点企業債残高：約10億8千万円

※平成27年度末時点企業債残高：約12億3千万円

(一般会計等からの繰入金の見通し)

(単位:百万円(税抜))

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (目標)	H30年度 (実績)	R1年度 (目標)	R2年度 (目標)
収 益 的 収 支	(0) 1,300	(0) 1,450	(0) 1,450	(0) 1,284	(0) 1,420	(0) 1,217	(0) 1,150
資 本 的 収 支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合 計	(0) 1,300	(0) 1,450	(0) 1,450	(0) 1,284	(0) 1,420	(0) 1,217	(0) 1,150

<実施状況と内部評価> 【評価：×】

- ▶ 一般会計負担金については、総務省の定める繰出基準に基づき基準内繰入を行っているが、市の財政状況も厳しいことから、繰出基準額が満額繰り入れられておらず、病院事業の企業努力でカバーをしてきたところである。
- ▶ 平成30年度の一般会計からの繰入金の額については、病院事業の収支状況に鑑み、繰出基準額の範囲内で増額をしたことで、設定した目標値を1億3,600万円上回る結果となった。
- ▶ 「小田原市立病院経営改革プラン」の策定時と比べ、人件費、材料費、委託料等費用が上昇傾向にあるほか、令和元年10月に予定されている消費税の増税や、令和2年4月から導入される会計年度任用職員制度等、病院経営を取り巻く環境が変化しており、今後の一般会計からの繰入金の額について、繰出基準の範囲内での見直しをせざるを得ない状況であるが、引き続き、経営改善に努め、少しでも繰入額を少なくするよう努めていく。

7：経営形態の見直し（P.23～P.25）

当院の経営形態については、県西医療圏において唯一の三次救急を担う医療機関であるとともに、地域の基幹病院として公立病院に求められる救急医療、小児医療、周産期医療といった不採算医療を守る役割があることから、今後の経営形態としては、より公的な責任が明確である「地方公営企業法の一部適用」、「地方公営企業法の全部適用」、「地方独立行政法人化」の公営型であると判断している。

これを踏まえ、次のスケジュールのとおり、経営形態の見直し作業を進めることとした。

時期	検討体制及び内容
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 既存の病院経営戦略委員会又は専門の検討委員会を立ち上げ、その委員会にて、全部適用の実務的な利点を調査・検討する。 現状の地方公営企業法の一部適用に比べ、全部適用に移行した場合に確実に経営の改善効果が見込まれるか否かの結論を出す。
平成30年度	（地方公営企業法の全部適用に移行すべきとの結論が出た場合） <ul style="list-style-type: none"> 条例の制定改廃、職員説明などの準備に着手する。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の全部適用に移行
令和2年度	（新改革プランの数値目標を達成した場合） <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人化に向けた検討に着手する。

<実施状況と内部評価> 【評価：▲】

- ▶ 当院では病院の建替えに向けた作業を進めており、このスケジュールが具体化したことから、平成30年度は、経営形態の見直しが病院の建替えに影響を与えるかどうかについて調査検討を行った。
- ▶ この結果、地方独立行政法人化は経営の自由度は最も大きいですが、職員の身分変更を伴う大きな変更であるとともに、移行時にかなりの業務量が発生するほか、資金借入の取扱に変更がある等建替えに影響を及ぼす可能性があることが分かった。
- ▶ 地方公営企業法の全部適用への移行では、地方独立行政法人化ほどの経営の自由度は無いものの、現状よりも経営の自由度が上がることを確認できた。また、建替えに与える影響もないことが確認できた。
- ▶ これまでの検討結果を踏まえ、令和元年度中に今後の経営形態の見直しの方向性について結論を出すこととした。

※ 経営形態については、令和元年市議会12月定例会厚生文教常任委員会で報告したとおり、令和3年4月から「地方公営企業法の全部適用」に移行することとし、令和2年市議会12月定例会に関係条例の制定・一部改正に係る議案を提案していく予定である。

8：経営改革の目標達成に向けた具体的な取組（P.18～P.19）

経営改革にあたっては、収益と費用のバランスがとれた健全な病院経営の実現、それを支える人材の確保・育成及び職員の改革意識の醸成並びに建物設備の更新を基本方針とし、各種の数値目標を定め、うえで経営改革に取り組んでいくこととした。

実施状況と内部評価については別紙のとおりである。

「小田原市立病院経営改革プラン」における「具体的な取組」のKPI進捗状況

区分	項目	具体的な取組	KPI	平成30年度の取組結果	評価	
収支状況の改善に向けた取組	収益関連の取組	患者数増加施策	紹介率、逆紹介率ともに令和2年度までに70%を達成	<p>・平成30年度実績(紹介率):70.5% (積極的な紹介患者の受入に努め、平成29年度と比べ1.5ポイント増加した。)</p> <p>・平成30年度実績(逆紹介率):79.4% (病院長と各診療科部長との面談時等において、逆紹介を推進するよう意識づけを行った。)</p>	○	
			年間救急搬送人数を令和2年度までに5,993件を達成	平成30年度実績:5,099人 (救急搬送人数は前年度実績値よりも低い結果となった。救急搬送の内訳をみると、軽症患者の受入割合は前年度と比べ減少しているが、重症患者の受入割合は前年度と比べ増加しているため、今後はこの部分も注視していく。)	×	
		単価適正化施策	査定率を令和2年度までに0.2%へ削減	平成30年度実績:0.3% (医療保険委員会で査定内容を周知するとともに、引き続き今年度も保険請求前のシステム点検や会計の誤入力について医療事務委託業者との連携を図った。)	○	
			毎年度において、認定看護師等による加算取得の実績を1件以上達成	平成30年度実績:6件 (新たに、4件(「早期離床・リハビリテーション加算」、「入院時支援加算」、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術(先進医療)」、「医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1)」)取得するとともに、2件(「医師事務作業補助体制加算1(20対1)」、「後発医薬品使用体制加算(2⇒1)」)の変更を行った。)	○	
		未収金の発生抑制と早期回収に向けた未収金回収フローの見直し	毎年度において、前年度患者負担未収金残高を基準日(8月31日時点)と比較し10%削減	平成30年度実績:約12.2%の削減 (医師の協力や医療事務委託業者との連携により当日会計の推進等に取り組んだ。)	○	
	費用関連の取組	材料費の削減策	<p>・安全性を考慮したうえでの後発医薬品の使用促進</p> <p>・同種・同効品の絞り込みや医薬品の価格交渉を通じた単価引き下げ</p>	<p>・後発医薬品の使用割合について、令和元年度までに80%を達成</p> <p>・毎年度において、価格交渉により各年度当初の契約単価からの値引き額合計を1,000万円以上削減</p>	<p>・平成30年度実績(後発医薬品):86.7% (薬事委員会を中心に、後発医薬品に変更可能な先発医薬品の積極的な切り替えに努めた。今後は、入院と外来における数字にも注視することとし、DPC制度の中で包括されてしまう入院において、後発医薬品の割合をさらに高めていくよう取り組んでいく。)</p> <p>・平成30年度実績(値引き合計):約3,500万円 (病院幹部医師や薬剤科部長も参加して、全国自治体病院協議会の作成するベンチマークを活用し、年度中に2回の価格交渉を実施した。)</p>	○
			同種・同効品の絞り込みや診療材料の価格交渉を通じた単価引き下げ	毎年度において、価格交渉により各年度当初の契約単価からの値引き額合計を1,000万円以上削減	平成30年度実績:約3,800万円 (SPDによる価格交渉を年度中に1回実施したが、業者切り替えのタイミングと重なったこともあり、効果額が不十分となった。平成30年度は年度開始からSPD主体での価格交渉を実施するとともに、医師、看護師の協力を得た価格交渉を実施した。)	○
		経費の削減策	定期的な支出内容の見直し	毎年度において、支出内容の見直し及び削減実績を1件以上実施	平成30年度実績:1件(▲約800万円) (当初、業務委託により新病院再整備基本構想の策定を行う予定でいたが、直営で完成させた(▲約800万円))	○
			委託内容、範囲及び契約方法の見直し	委託費金額の総額を令和2年度までに平成27年度対比で5,000万円削減	平成30年度実績:数値化不可 (平成29年度に業務委託契約を締結した複数年契約の業務委託は、令和2年度に更新時期を迎えるため、これに向けて他病院における業務委託の状況や業者からヒアリングを行った。)	▲

区分	項目	具体的な取組	KPI	平成30年度の取組結果	評価
収支状況の改善に向けた取組	その他の取組	・ 職員に対する経営情報の公開と共有化の推進	毎年度において、病院職員向けの経営情報の共有実績を1回以上達成	平成30年度実績：2回 (経営戦略委員会、各診療科別ディスカッションにおいて、経営状況の報告を行った。)	○
		・ 各診療科・部署における年度目標の設定と評価	毎年度において、各診療科・部署における年度目標及び評価実績を1回以上達成	平成30年度実績：1回 (各診療科別ディスカッションにおいて、業務実績の振り返り、今後の展望等について議論を行った。)	○
人材の確保・育成に向けた取組	人材の確保に向けた取組	・ 医師、看護師、医療技術職員の勤務環境の整備	職員勤務環境実態調査(隔年)を実施するとともに、毎年度において改善実績を1件以上達成	平成30年度実績：改善実績0件(次回の調査は令和元年度) (平成29年度に実施した職員満足度調査の結果を踏まえた改善をすることができなかった。次回の調査においては、結果を改善に反映できるような質問項目とするよう見直しを行うこととする。)	×
		・ 看護師等奨学金制度の充実	毎年度において、奨学生を60人以上確保し、奨学生の当院就職率100%を達成	平成30年度実績(奨学生人数)：43人 平成30年度実績(就職率)：95.3% (年度中に2回の奨学生採用試験を実施し、18名を奨学生として貸付を開始した。令和元年度に現在の奨学金制度の効果検証を行い、今後も効果的な奨学金制度となるよう必要な見直しを行っていく。)	×
	人材の育成に向けた取組	・ 医師、看護師、医療技術職員及び事務職員の専門能力の向上に資する職場外における研修の充実	毎年度において、各科における研修計画書を作成し、この計画に基づく研修の実施率100%を達成	平成30年度実績：数値化不可 (今後の研修のあり方について検討を行い、各部署に研修参加費及び旅費予算を配分して運用する方向で令和元年度中に結論を出すこととした。)	×
		・ 専門的な知識を有するプロパーの事務職員の採用検討	令和2年度までにプロパー事務職員の採用実績1人以上を達成	平成30年度実績：0人 (平成29年度に正規職員を採用することを決定した、診療情報管理士及び医療社会福祉士の採用試験を実施し、平成31年4月から各1名の採用を内定した。)	▲
建物設備の更新に向けた取組	建物設備に関する取組	・ 維持修繕計画に基づく既存建物の整備	毎年度において、維持修繕計画に基づく整備の実施率100%を達成	平成30年度実績：100% (平成30年度は、老朽化の進む建物設備のうち、チリング式冷凍機の更新工事等を行った。引き続き、新病院建設医業の進捗を踏まえ、現施設の状況の変化に注視しながら、適宜維持修繕計画の見直しを行う。)	○
		・ 医療機器の更新計画の策定	毎年度において、医療機器更新計画に基づく整備の実施率100%を達成	平成30年度実績：100% (平成30年度は、更新計画に基づき「手術室管理システム」や「放射線診療情報管理システム」等を購入した。引き続き、新病院建設事業の進捗を踏まえ、適宜医療機器更新計画の見直しを行う。)	○
		・ 病院の建替計画の策定	毎年度において、小田原市総合計画実施計画に基づく取組の実施率100%を達成	平成30年度実績：100% (平成30年12月に市立病院の再整備のビジョンを取りまとめた再整備基本構想を策定した。)	○

令和2年度
教育委員会事務の点検・評価報告書

令和2年8月
小田原市教育委員会

目 次

1	令和元年度教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員	1
(2)	令和元年度定例会等案件	1
(3)	令和元年度総合教育会議案件	3
(4)	会議等への出席状況	4
2	令和2年度教育委員会事務の点検・評価	5
(1)	目的	5
(2)	点検・評価の実施方法	5
(3)	学識経験者	5
(4)	ヒアリング日程等	5
(5)	選定事業	6
3	事務の点検・評価結果	7
(1)	ヒアリング結果について	7
(2)	点検・評価ヒアリング結果一覧	8
ア	学力向上支援事業	9
イ	人権教育事業	11
ウ	部活動活性化事業	13
エ	教育相談事業	15
オ	学校運営協議会推進事業	17
カ	教育ネットワーク整備事業	19
4	令和元年度（平成30年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価後の状況	21
5	小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）における 成果指標	35

1 令和元年度教育委員会の活動

(1) 教育委員



教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員
栢 沼 行 雄 和 田 重 宏 吉 田 眞 理 森 本 浩 司 益 田 麻 衣 子

(H25. 10. 1~) (H20. 10. 1~) (H26. 10. 1~) (H28. 10. 1~) (R1. 10. 5~)
R2. 9. 30) R2. 9. 30) R4. 9. 30) R3. 9. 30) R5. 10. 4)

(2) 令和元年度定例会等案件

平成 31 年 4 月 23 日定例会

- 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について
- 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 平成 32 年度使用教科用図書の採択方針について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則）について
- 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

【報告事項】

- 市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について
 - 「学期制検討に関する懇談会」のまとめについて
 - 不登校重大事態発生に伴う諮問について【非公開】
- #### 【その他】
- 平成 30 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

令和元年 5 月 21 日定例会

- 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて
- 市議会定例会提出議案（令和元年 6 月補正予算案）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（小田原文学館条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】
- 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会委員の委嘱について【非公開】

【協議事項】

- 学期制について
- 【報告事項】
- 青少年の体験交流事業等について

令和元年 6 月 28 日定例会

- 小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について
 - 小田原市立中学校に係る部活動の方針の改定について
- #### 【協議事項】
- 学期制について

令和元年 7 月 23 日定例会

- いじめ防止対策調査会委員の委嘱について
 - 令和 2 年度使用一般図書（第 9 条本）採択について
- #### 【協議事項】
- 学期制について
 - 令和 2 年度使用小学校教科用図書採択について
- #### 【報告事項】

○市議会6月定例会の概要について

令和元年7月30日臨時会

【協議事項】

○令和2年度使用小学校教科用図書採択について

令和元年8月2日臨時会

○令和2年度使用小学校教科用図書採択（国語・書写・社会・地図・図工・家庭・保健・英語）について

令和元年8月6日臨時会

○令和2年度使用小学校教科用図書（算数・理科・生活・音楽・道徳）の採択について

○令和2年度使用中学校教科用図書の採択について

【報告事項】

○小田原市学校給食センター整備基本計画（案）について

令和元年8月27日定例会

○小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて
○事務の臨時代理の報告（令和元年9月補正予算）について

○令和元年度教育委員会事務の点検・評価について

○小田原市立小・中学校の学期について

令和元年9月24日協議会

【報告事項】

○史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁のクスノキについて

○神奈川県指定重要文化財の指定について

○不登校重大事態に伴う調査の結果について【非公開】

令和元年10月29日協議会

【協議事項】

○議席の指定について

【報告事項】

○市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について

○平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について

○損害賠償請求事件について

【その他】

○令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

令和元年11月26日定例会

○事務の臨時代理の報告（市議会定例会提出議案「指定管理者の指定」の同意）について

○事務の臨時代理の報告（市議会定例会提出議案「工事委託協定の締結」の同意）について

○事務の臨時代理の報告（市議会定例会提出議案「令和元年12月補正予算」の同意）について

○事務の臨時代理の報告（市議会定例会提出議案「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の同意）について

【報告事項】

○学校給食費の公会計化について

○令和2年度公立幼稚園新入園児応募状況について

○前羽幼稚園のあり方について

○不登校重大事態について【非公開】

令和元年12月23日定例会

○令和2年度 教育指導の重点について

【その他】

○令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

令和2年1月28日定例会

○令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について

○「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について

○市議会定例会提出議案（令和2年度予算案）に同意することについて【非公開】

○市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】

○市議会定例会提出議案（令和2年3月補正予算案）に同意することについて【非公開】

○損害賠償額決定に関する意見の申出について

【報告事項】

- 平成30年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
- 市議会12月定例会の概要について

令和2年2月25日定例会

- 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則の一部を改正する規則について
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

- 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】
- 事務の臨時代理の報告（おだわら子ども若者教育支援センター設置条例）について

【協議事項】

- 市議会定例会提出議案について【非公開】

【報告事項】

- 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

令和2年3月16日臨時会

- 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

令和2年3月24日定例会

- 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について
- 社会教育主事の任命について
- 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について
- 小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

- 事務の臨時代理の報告（令和2年3月補正予算（追加議案））について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について
- 史跡小田原城跡住吉橋の被害状況について

【その他】

- 令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

(3) 令和元年度総合教育会議案件

令和元年10月31日

- 小田原市教育大綱の振り返り
 - ・「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」にSDGs 未来都市の選定やおだわら市民学校を生かすことについて
 - ・多様性を認め、活かしていくことについて
 - ・子供の貧困や家庭の孤立に対して教育が取り組むべきことについて
 - ・コミュニティ・スクールについて
- 次回のテーマ設定に向けた意見交換
- その他

令和2年2月7日

- 子どもの居場所について
- （仮称）おだわら子ども若者教育支援センターについて（報告協議）
- 行政・学校・地域からの親世代へのアプローチについて
- その他

(4) 会議等への出席状況

日付	活動内容
平成31年 4月15日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会・総会・意見交換会
令和元年 5月9日	西湘地区教育委員会連合会役員会
6月4日	西湘地区教育委員会連合会総会
7月1日	学校訪問
7月3日	学校訪問
7月5日	学校訪問
7月8日	学校訪問
7月9日	学校訪問
7月10日	学校訪問
7月11日	学校訪問
7月12日	学校訪問
7月16日	学校訪問
7月17日	学校訪問
7月26日	教育委員会事務の点検・評価
8月9日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会
8月19日	西湘地区教育委員会連合会役員会
8月22日	教育講演会
10月10日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
10月10日	地方教育行政功労者表彰式
10月31日	総合教育会議
令和2年 1月16日	市町村教育委員研究協議会
2月7日	総合教育会議

2 令和元年度教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）に基づき、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっている。

令和元年度教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに当たっては、小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づく9の重点方針に沿って各事務事業を整理し実施した。

(1) 目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。

また、その結果を市議会に提出し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

(2) 点検・評価の実施方法

ア 各所管課で自己点検・評価を行う（事務事業評価で実施した評価等を活用）とともに、前年度の点検・評価での主な意見への対応状況を整理する。

イ 教育長及び教育委員が点検・評価ヒアリング対象事業を選定する。

ウ 教育長、教育委員及び学識経験者を点検・評価者として、所管課に対しヒアリングを行う。

エ 教育委員会定例会において、点検・評価報告書案を審議し、議決する。

オ 点検・評価の結果を市議会に提出し公表する。

カ 点検・評価における点検・評価者からの主要な意見に対する考え方や対応状況を、随時、教育委員会定例会に報告する。

(3) 学識経験者

点検・評価を実施するに当たり、次の学識経験者の知見を活用した。

重松克也氏（横浜国立大学教育学部教授）

島田武典氏（小田原市PTA連絡協議会長）

露木幹也氏（小田原市事業協会主事長）

(4) ヒアリング日程等

ア 日時 令和2年7月20日（月）午後1時30分から午後6時10分まで

イ 場所 市役所 全員協議会室（3階）

ウ 学識経験者 重松氏 ※当日欠席のため、評価・意見を書面により提出
島田氏
露木氏【コーディネーター】

エ 教育委員会 栢沼教育長、和田委員、吉田委員、森本委員、益田委員

(5) 選定事業

教育委員会が所管する全事務事業(104件)の中から、小田原市学校教育振興基本計画の9の重点方針の中から6事業を選定することとした。

事業の選定は、所管が作成した事務事業評価表及び前年の評価後の状況を踏まえて、教育長及び教育委員の関心の高い事業とした。

9の重点方針

- | | | |
|--------|---------------|----------|
| 1 学ぶ力 | 2 豊かな心 | 3 健やかな体 |
| 4 生活力 | 5 家庭教育 | 6 就学前教育 |
| 7 学校教育 | 8 コミュニティ・スクール | 9 教育施設環境 |

- ア 学力向上支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課(9ページ)
- イ 人権教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課(11ページ)
- ウ 部活動活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課(13ページ)
- エ 教育相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課(15ページ)
- オ 学校運営協議会推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課(17ページ)
- カ 教育ネットワーク整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務録・教務課(19ページ)

3 事務の点検・評価結果

(1) ヒアリング結果について

ヒアリング結果は、今後の方向性として「継続実施」「見直し・改善（拡大）」「見直し・改善（縮小）」「廃止・休止」のうち1つを点検・評価者が選択することとした。

また、今後の方向性については多数決による決定はせず、各々の選択者数を表記している。

(2)点検・評価ヒアリング結果一覧

項目	重点方針	事務事業	今後の方向性	ページ
ア	学ぶ力	学力向上支援事業	継続実施 0人 見直し・改善(拡大) 8人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	9ページ
イ	豊かな心	人権教育事業	継続実施 7人 見直し・改善(拡大) 1人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	11ページ
ウ	健やかな体	部活動活性化事業	継続実施 1人 見直し・改善(拡大) 7人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	13ページ
エ	学校教育	教育相談事業	継続実施 6人 見直し・改善(拡大) 2人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	15ページ
オ	コミュニティ・スクール	学校運営協議会推進事業	継続実施 4人 見直し・改善(拡大) 4人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	17ページ
カ	教育施設環境	教育ネットワーク整備事業	継続実施 7人 見直し・改善(拡大) 1人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	19ページ

ア	事務事業名	学力向上支援事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		学ぶ力	担当課	教育指導課	
事業コスト	R1決算額(千円)	16,157	うち一般財源(千円)	16,157	

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

子供の学力を向上させるため、児童生徒へのきめ細やかな教科指導の充実を目的として、教科指導の際に十分な指導スタッフ、特に少人数指導やチームティーチングなどの指導体制をとるための人員を配置する。

【少人数指導スタッフ】

小学校において、少人数指導または、チームティーチングによるきめ細やかな学習指導法により、児童の確かな学力の定着を図るために少人数指導スタッフを配置した。

【免許教科外教科教員】

中学校において、全教科の教員が配置できない際に、免許教科外教科教員配置等の是正を図るため、学校の状況に応じて教員のいない教科について、その教科の専門性を持つ市費非常勤講師を配置した。

【教科指導充実非常勤講師】

中学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程を編成する上で必要な教員が配置できない際に、配置等の是正を図るため学校の状況に応じてその教科の専門性を持つ市費非常勤講師を配置した。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	児童生徒の学力の向上に向けては、個に応じたきめ細やかな指導の充実が必要であり、国の定める教職員定数による配置以上に、市費による非常勤講師の配置が求められる。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	少人数指導やチームティーチングを実施することで、一人一人に目が行き届き、個に応じた指導を進め、学力の向上を図ることができる。 国の教職員定数で配置できない、教科の専門性を持った教員が配置できる。
今後の事業展開	免許教科外教科教員と教科指導充実非常勤講師について学級の増減等により県費負担教職員の人数に変化が生じた際に、柔軟に対応し学校に適切な配置を行うため、令和2年度に二つの職を統合し、中学校教科非常勤講師とした。
今後の方向性	継続実施

前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

点検・評価者からの主な意見

- ・ 本来的には公教育における公正さを保障する観点からして、国や県が予算の確保をするべき事案だと考える。
予算を拡大して人員配置を拡充する方向性で検討されている点を高く評価したい。
- ・ 学校のアンケートによると、チームティーチングは効果があると感じているのが分かる。チームティーチングができている学校と、実施したくてもできない学校があり、不公平感が出る。
- ・ 人を配置したり、予算をつけるためには、配置した結果、効果がどうだったか、客観性を持ったデータが必要になる。人員を配置した後、どのような姿にしたいのかを見られると良い。
- ・ 人手不足については、予算上は、1人1日6時間の週5日勤務となっているかもしれないが、それを2人でシェアすることも可能
- ・ 教科指導充実非常勤講師では、正規職員か、それに準じたくらいの生活ができないために、応募することが難しいという人もいるのではないか。
- ・ 例えば、小学校での英語と中学校の英語を担当できる人がいれば、小中を接続する英語指導について有益な実践や知見を市の共有財産として蓄積できるのではないか。また、採用された方も収入が多少なりとも増えることとなる。
- ・ 免許教科外教科教員と教科指導充実非常勤講師を中学校教科非常勤講師とした趣旨には賛成だが、そのことで予算が今後において削減されないことが肝要だと考える。
- ・ 遠隔授業やICT指導が今後も拡大していくかもしれない点を考慮すれば、資料作成等のPCやネット設定のスキルを持った方の採用も考慮する必要があると思われる。

今後の方向性

継続実施0人 見直し・改善(拡大)8人 見直し・改善(縮小)0人 廃止・休止0人

イ	事務事業名	人権教育事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		豊かな心	担当課	教育指導課	
事業コスト	R1決算額(千円)	114	うち一般財源(千円)	114	

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>【事業目的】 人間の生命の尊さについて理解を深め、学校・家庭・地域における人間尊重の意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 ・人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るため、人権教育に関する研修会を開催する。 ・人権教育の諸問題について、演習や講話を通して研修を深め、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てる。</p>
--

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	教職員一人一人の人権感覚を高め、子供への接し方等を学ぶとともに、今日的な人権課題について、知識の習得と実践力の向上を目指し、各校の人権教育の推進に生かしていくために必要である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	様々な人権上の課題について学ぶことができるよう、研修会のテーマを計画的に設定している。 研修会の講話の前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権についての啓発視聴覚教材を参加者全員で視聴した。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

前年度点検・評価対象欄

前年度点検・評価における指摘事項	
指摘事項に対する具体的な取組内容	

点検・評価者からの主な意見

- ・中学生は保護者に相談しづらいこともあると思うので、様々な相談機関の周知などを行い、活用してほしい。
- ・人権教育移動教室については、希望する学校が行うというやり方で、選択肢の一つとなっているが、毎年実施している学校もあり、偏りがある。実施していない学校は他の内容を個別に実施していて、それには予算はついていないため、市の事業として疑問を感じる。
- ・全校で公平にするためには、例えば、1校一律1万円を配当し、人権教育移動教室を行ったり、他の希望のものを実施するというやり方も考えられる。
- ・希望制ではなく、数年かけて全校に割り当てるといった形での実施もありうる。
- ・人権教育移動教室が毎年小学校4～5校、中学校が1校程度となっているが、人権は日常的な規範（道徳）と重なりながらも異なる規範であり、発達段階を考慮すれば中学生にこそ必要な指導と言える。希望制ではなく、予算的な問題もあるが、全中学校で取り組む事業だと考える。
- ・各校が独自に実施することで、教育委員会の事業として見えにくくなってしまっている。子供に対する人権教育の予算が年間6万円というのは少ない。
- ・人権教育移動教室のテーマは毎年同じということだが、色々な人権に対する講師を用意すべき。また、人権教育移動教室のプログラムを増やすよう、県に要望すべき。
- ・本事業は先生方の視野を社会的に開いていく意義を持っていると言える。年間3回の研修会では、「かながわ人権施策推進方針」が示す11分野を全て網羅できないと思う。人権教育研修会に参加した先生が各学校でどのような研修を企画運営しているかなどのデータをもとに、研修会の回数を増やす必要があるのではないか。
- ・一人の先生だけに負担が大きくなるよう配慮が必要である。
- ・事業自体は継続していくべきだが、人権教育研修会、人権教育移動教室それぞれの内容を、児童生徒の実態や今日的な課題に応じた内容へと改善していく必要性について検討の余地が多々あると思われる。

今後の方向性

継続実施 7人 見直し・改善（拡大） 1人 見直し・改善（縮小） 0人 廃止・休止 0人

ウ	事務事業名	部活動活性化事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		健やかな体	担当課	教育指導課	
事業コスト	RI決算額(千円)	3,793	うち一般財源(千円)	3,243	

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>【目的】 学校の実情に合わせ、顧問の協力者として技術面の指導を中心に行う部活動指導員・部活動地域指導者を派遣したり、各種大会への参加を支援したりすることにより、部活動の活性化を図る。</p> <p>【内容】 市内中学校の部活動の活性化に向けて部活動地域指導者の派遣を行う。(令和元年度は45名) 市内中学校の部活動の活性化、教職員の負担軽減のために、部活動指導員の派遣を行う。(令和元年度は2名) 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が実施する地区中学校総合体育大会の開催や、各種大会への選手派遣、その他中学校体育の振興を図るために実施する事業に対し、その一部を補助する。 全国大会・関東大会に参加する生徒の派遣費を補助する。</p>

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	各中学校の部活動の実情に合わせ技術面の指導を中心に行う部活動地域指導者や部活動指導員を派遣することで、部活動が活性化し、生徒の活動意欲や技術の向上につながっている。 また、各種大会への選手派遣、その他実施する事業に対し、その一部を補助することで、中学校体育の振興が図られており、有効な事業である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	部活動地域指導者の派遣については、市内全中学校へ派遣できるよう、また、学校規模等も鑑みての派遣を実施している。 部活動指導員の派遣については、学校長からの推薦をもとに適性を検討した。
今後の事業展開	部活動指導員の増員を検討する。
今後の方向性	見直し・改善

前年度点検・評価対象欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

点検・評価者からの主な意見

- ・部活動指導員は、教員に代わって大会の引率などができるため、学校としてはありがたい人材で、教員の負担軽減になる面からも必要であると思う。現場が困っているのであれば、何年以内に全校配置をするなど、計画を立てて実施していくべき。
- ・教員の負担になっている状況を解消していくことが、教育の質も高める。教員が指導することが良いのか、部活動指導員を配置することが良いのか、理想とする姿を見ていかなければいけない。
- ・部活動の活性化については、生徒の立場でも考えないといけない。部活動は生徒自身が選択することができる。選ぶ力をつけるという視点では、学校教育の中での意味のある活動になると思う。生徒の側から見て、どのような力をつけたら良いかを考えても良い。
- ・学習指導要領に部活動が位置付けられているから学校がやるのではなく、位置付けられていることに疑問を持たないと変わっていかない。
- ・学校教育の一環として行うのであれば、部活動地域指導者を充実させたほうが、学校の活動として適切ではないかと思う。
- ・部活動は学校がやらなければいけないのか、というのが今後の課題であると思う。社会教育が行っていくようになれば、教員の多忙感も減るのではないか。
- ・部活動の仲間や大人との関係を構築し、一緒に何かを成し遂げる経験はとても大切である。学校も部活動も縮小している中で、生徒の選択の幅も狭まっている。
- ・部活動地域指導者に限らず、学校の顧問も含めて生徒の健全な発達を促す指導について意見交流し、教育的な指導の力を交流する組織的な取組が必要ではないかと考える。生徒の意欲付けとともに、指導者たちの教育観・指導観を研鑽する場が必要だと思う。研修等への参加も手当てしていくためにも、予算の拡大が必要ではないか。
- ・いわゆる文化系の部活動にも人員配置の必要がある学校があるのではないか。
- ・今後は予算を増やして人員を増やし、必要な部分に充てていくべき。

今後の方向性

継続実施 1人 見直し・改善（拡大） 7人 見直し・改善（縮小） 0人 廃止・休止 0人

エ	事務事業名	教育相談事業		
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		学校教育	担当課	教育指導課
事業コスト	R1決算額(千円)	11,008	うち一般財源(千円)	10,302

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

様々な課題を抱える子どもや保護者を対象とした教育相談を行う。必要に応じて学校と連携をとり、専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。

【内容】

電話相談、来所相談、訪問相談など、様々なかたちで相談を受けた。教育相談指導学級や専門的な機関と連携した。

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	様々な課題を抱えた児童生徒、保護者は増加している傾向にあり、市の関与は必要である。特に、不登校児童生徒の出現率が増加しており、教育相談の充実が求められる。学校や関係機関と連携する中で、不登校に悩む児童生徒を学校生活への復帰や教育相談指導学級への通級につなげることができている。継続的な支援は、児童生徒やその保護者の支えとなっている。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	相談者に寄り添い、きめ細かに対応できるよう心がけている。
今後の事業展開	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保について検討する。不登校の要因が複雑なケースにおいては、関係機関との連携をよりスムーズに行うとともに、幼～中学校卒業後においても、継続的な支援が行えるよう、4月開設のおだわら子ども若者教育支援センターにおける支援体制を整備していく。
今後の方向性	見直し・改善

前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	
指摘事項に対する具体的な取組内容	

点検・評価者からの主な意見

- ・ インクルーシブ教育相談員の活動実績を見ると、学校訪問が増加傾向にあり、精力的な活動をしていると評価する。
- ・ 資料の中にある「インクルーシブ教育を校内で推進するために中心となる教員の育成」について具体的な取組内容かつビジョンが見えない。今後、校内において推進する中心となる教員の育成を計画的にさらに充実してほしい。
- ・ 相談件数の集計について、事業ごとに分けられてしまったことに組織的な課題があると思う。
- ・ 「はーもにい」（おだわら子ども若者教育支援センター）に統合したことで、昨年度までと比べてどういったメリットがあったのか、課題があったのか、情報を集めていく必要があると思う。
- ・ SNSでの相談はやっていないとのことだが、今後は考えていく必要があると思う。
- ・ メールや電話はハードルが高く、なかなか相談につながらない。「LINE」は子供たちも気軽にできて、使いやすい。今後取り入れてほしい。
- ・ 一つの分野では解決しない、複合的な課題が多い。他分野へのつながりや、情報を持っている職員が必要になる。質の向上のための研修なども必要。
- ・ 窓口となった方の専門性を向上する事業についての位置付けが十分でない。医療の現場でも総合診療、総合内科等が設定されてきているように、教育でも幅の広い知見を有する窓口が、各専門家との連携を図っていく必要がある。そうした人材を育成する事業も必要だと考える。

今後の方向性

継続実施 6人 見直し・改善（拡大） 2人 見直し・改善（縮小） 0人 廃止・休止 0人

オ	事務事業名	学校運営協議会推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針			コミュニティ・スクール	担当課	教育指導課
事業コスト	R1決算額(千円)	3,601	うち一般財源(千円)	2,826	

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことを目的としている。</p> <p>学校運営協議会の推進に関する連絡会を開催し、地域とともにある学校づくりの推進を目指した。令和元年度は、小学校8校に新たに学校運営協議会を設置した。</p>
--

評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校運営協議会を通して、地域の特性や声をふまえた学校運営を図り、地域とともにある学校づくりを目指すことから市の事業実施が妥当である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	学校と地域が情報を共有するようになり、地域と連携した取組が組織的に実施できるようになってきた。 学校に対する保護者や地域の理解が深まるとともに、教職員の地域を意識した学校運営が重要であるという認識が高まってきた。
今後の事業展開	令和元年度に8校への学校運営協議会を設置をしたことにより、市内全小学校25校への設置が完了した。 令和2年度は、中学校への学校運営協議会設置について検討をする。
今後の方向性	継続実施

前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	
指摘事項に対する具体的な取組内容	

点検・評価者からの主な意見

- ・「スクール・コミュニティ」を取り入れた学校運営協議会への転換について評価したいが、すでに設置されている学校の取組からも、新たな構想がメンバーに十全に理解されていないと推測される。
- ・教育委員会として、各地域の実情に応じて、目指す方向や、あるべき姿などを投げかけていない。地域連携だけをやっていれば良いという雰囲気になっていないか。先行きをどうしていくかという方向性を、いくつかのジャンルに分けて、各校がそれに向けて取り組んでいくという方向性を示さないといけないのではないかと思う。
- ・学校運営協議会は、地域の抱える課題に対して学校は何ができるか、学校の課題に対して地域は何ができるか、一体化して何ができるかを考えていく。ウィンウィンの関係になるという理念がきちんと伝わっていないのではないか。
- ・自治会を中心とした、まちづくり委員会と、実際にやっていることは似ているし、参加している人も同じような人たちになっている。なぜ教育委員会がやるのかを伝えるべき。
- ・活動が活発化するような人選をしないと活性化しない。
- ・教育課程の編成についての理念を共有できるような人が集まると良い。小学校の学校運営協議会は地元の方がメンバーなので、中学校では別の方に入ってもらうのも良い。
- ・具体的な政策や、メンバーも学校評議委員会の流れのままなので、同じことをやっている印象がある。中身を全部変えてしまったほうが良い。今までの流れのままやっていくのは限界だと思う。
- ・それぞれの学校運営協議会がどのような活動を、どんな雰囲気で行っているのか分からないので、教育委員会でしっかり把握し、各学校に考えさせる必要がある。
- ・5年くらいの期間をみて評価しても良い。自己評価ではなく、第三者が評価する。
- ・色々な事業をやって、実働で頑張ってくれる人を探して、委員になってもらうのも良い。
- ・主体的に事業が行えるように予算化できると良い。
- ・中学校の学校運営協議会で新しい活動をやることによって起爆剤になるかもしれない。広い視野での考え方や学校づくり、地域づくりの方法については、専門家の意見も必要。地域の人をアドバイザーと名付けるのではなく、プロのアドバイザーを雇う予算も必要だと思う。
- ・中学校に設置するときは、今までのやり方はやめて、目的とするところに対して必要な人材を任命する。人材がない場合は設置を見送っても良い。モデルを作り、これが理想ということを広げていくべき。
- ・「小田原市教育大綱」の「基本目標」における「多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり」に立脚して有益だと判断した他県等での事例を具体的に知り、検討する場を設ける必要があると思う。他県等での事例をそのまま取り入れるのではなく、目指す学校像や協議会像等のイメージを膨らませる場が必要だと考える。その場の設定は学校長の裁量に委ねるのが自由な学校運営となるが、それが実行されないのであれば、中学校で学校運営協議会が充足する現時点では教育委員会主導でというのが、現実的な対処だと思う。

今後の方向性

継続実施 4人 見直し・改善（拡大） 4人 見直し・改善（縮小） 0人 廃止・休止 0人

カ	事務事業名	教育ネットワーク整備事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		教育施設環境	担当課	学校安全課 教育指導課	
事業コスト	R1決算額(千円)	201,077	うち一般財源(千円)	201,077	

事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>学校施設へパソコン等の情報機器を整備するとともに、教育ネットワークを拡充した校内LANを整備し、情報セキュリティを確立し、学校教育に係る情報保護対策を図る。GIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末と大容量の校内通信ネットワークの整備を進め、児童・生徒にとっての望ましい教育の展開や教職員の事務処理の効率化を図る。</p>

評価・振り返り・今後の方向性

<p>妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)</p>	<p>小田原市立学校の教育環境の改善、情報教育の向上に資するものであり、市が取り組むべきものである。また、小田原市立の全小・中学校に整備したものであり、受益者の偏りはない。 各校の情報教育・情報発信の充実化が図られ、教職員の多忙化解消にも繋がっていることから、意図した成果は得られている。</p>
<p>効率性(費用対効果)・その他改善を図った点</p>	<p>平成30年11月に行ったシステム更新でセキュリティ強化を行うとともに、システム及び複合機の機能向上を図った。このことにより利用者の利便性の向上を図るとともに校務を効率化することができた。</p>
<p>今後の事業展開</p>	<p>既存システムの維持管理を行うとともに、GIGAスクール構想等の教育上の変化に即したICT教育環境を整備し、子供たちの教育環境及び教職員の職務環境の改善に努める。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>継続実施</p>

前年度点検・評価対象事業欄

<p>前年度点検・評価における指摘事項</p>	—
<p>指摘事項に対する具体的な取組内容</p>	—

点検・評価者からの主な意見

- ・ 教員が自宅からリモートで校務ネットワークに接続できることは、今回のコロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の状況においては良かった。
- ・ 教員が家庭に持ち帰って仕事ができるとなると、オーバーワークになると想定できる。
- ・ 見えない残業がとて増える気がする。便利なだけに、働きすぎが心配になる。
- ・ 家庭からアクセスした時間がチェックできるのであれば、しっかり管理すべき。
- ・ 教職員が自宅に持ち帰って仕事をすることにルールを作り、教職員の健康管理もしていかなければいけない。自宅に持ち帰れる時間を一週間に何日、何時間までといった明確なルールを作らないと抑えられない。
- ・ ICT環境を整備したことによって、この業務はどのくらい時間が短縮したなど、データがあると効果が分かりやすい。
- ・ ハード面が前倒しになったことにソフト面が追い付いていけているのか検証していかないと、導入しても活用ができないのではないかという不安はある。
- ・ 各校が行っている校内研究などで、重点的にICTを活用した教育や授業づくりを実践研究していく必要がある。
- ・ 予算が必要となるが、教員が自宅でログインした時間を学校長や教育委員会が定期的にチェックできるシステムが必要である。また、かなりの予算計上が必要であるが、顔認証システム、あるいは二段階認証システム等を今後導入することも長期に渡って検討してほしい。
今後、何度も感染拡大が生じてきたならば、教職員の自宅での業務量は減ることなく多忙化していくかもしれない。そうした予想に基づくと、顔認証システムによるログインは数が限定されたりモートキー貸出の問題、疲労等から生じるリモートキーの紛失という問題がなくなり、またPCの盗難が発生しても情報漏洩が現状と比してかなり回避できる。
認証エラーに伴うロックを解除する手順も含めて検討してほしい。

今後の方向性

継続実施 7人 見直し・改善（拡大） 1人 見直し・改善（縮小） 0人 廃止・休止 0人

4 令和元年度（平成30年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における
点検・評価後の状況

令和元年度（平成30年度分）の点検・評価においてヒアリング対象となった事業の事後の状況について、自己点検を行った。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
1	外国語教育推進事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の問題はあると思うが、初等英語科を教えられる人材が充足して来るまで、できる限り英語専科非常勤講師やALTを活用して現場の先生の負担を無くしてほしい。 ・かつての英語教育は、テストで評価のしやすい授業形態であったと思うが、実際に役に立つ英語を身に付けるための評価方法に変えられないか。 ・子供たちには、ALT自身の生き方や暮らす姿勢などからも学びを感じ取ってもらうことで、ALTが関わる意味が英語教育や国際理解以上のものになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度はALT6名、英語専科非常勤講師を3名配置しているが、学習指導要領完全実施に伴う外国語科及び外国語活動の授業時間数増加への対応として、次年度もALTや英語専科非常勤講師の増員ができるよう努める。 ・中学校ではすでに「何を理解し、何ができるようになるか」という学習到達目標（Can-Doリスト）を設定し、それに基づいた指導計画を作成して授業を行っている。小学校の外国語教育についても目的・場面や状況に応じて英語を使えるような指導の工夫ができるよう指導主事学校訪問における助言や情報提供に努める。 ・ALTは授業時間だけではなく、給食や清掃の時間などにも積極的に児童生徒と交流しており、児童生徒は、身近にいるALTから文化的な背景や多様な考え方などを学んでいる。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・今年、ラグビーオーストラリア代表選手の訪問があったが、外国語を使うスポーツ選手やミュージシャンなどが学校を訪問して授業をしてくれるなど、英語を使う人と触れ合い実際に使える場面ができるとうい。 ・外国語・外国文化への柔軟な対応が求められる時代にあつて、教育の果たす役割は期待大であり、より充実を図つてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を扱う方々の学校への訪問機会を効果的に学習に組み込むことで、児童生徒の学習意欲は増すと考える。児童生徒が受け身ではなく、目的意識をもち主体的に学習に臨むことは重要であることから、外部の方々の訪問機会があれば好機と捉え、外国語でコミュニケーションが行える機会を増やせるよう努める。 ・ALT、小学校英語専科非常勤講師の配置については、児童生徒にとって英語を身近に感じることができる機会となっているため、授業時数が増える次年度に併せて増員できるよう努める。
2	いじめ防止対策推進事業（教育指導課・教育総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題の対応を学校や教育委員会だけに負わせるのは無理がある。学校でできない分野や親支援の観点として、いじめ問題対策連絡会の機能強化を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携やつながりを実感できる連絡会を引き続き実施するとともに、次の段階として、いじめの様々なケースに応じた実質的な対応等について関係機関に依頼していくことで、対応事例・成功事例を増やしていくことに努めていく。
3	食育啓発事業（学校安全課）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食展がどんな効果・成果をもたらしたのか、啓発ができてきているかを測れるアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の学校給食展のアンケート項目で小田原市の学校給食に関する意見や感想を求め

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>ト項目の設定が必要</p> <p>・「弁当の日」が、作り手の気持ちを考えることや、食育のいろいろな要素の学びとして行われていることが、成果として表れているか検証が必要</p> <p>・「弁当の日」は貴重な食育体験</p>	<p>たところ、「地産地消の取組や小田原産の食材を知る事ができた」、「学校給食展を通して親子で給食の話題を話す良い機会になった」、「小田原市では中学校でも給食を実施していることが知ることができた」との意見や感想が多く寄せられた。</p> <p>さらに参加者の半数以上が学校に配布したチラシを見て参加していたことから、チラシによる周知の効果が確認できた。</p> <p>・今年度実施した「弁当の日」の取組調査を集計したところ、「作り手に対する感謝の気持ちを考えることができた」「家庭での手伝いや料理をすることに対して楽しさや達成感を感じることができた」という児童や生徒が多くいることがわかった。また、作った弁当を友達同士で見せ合って、認められたり、褒められることで次の「弁当の日」への意欲が高まった様子を伺うこともできた。このことから、弁当づくりを通して食に対する関心を高めることができたと考えられ、成果につながったといえる。</p> <p>・「弁当の日」に取り組んでいる</p>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>になると思うので、実施校と回数が増えるように模索してほしい。</p> <p>・弁当に限らず、家庭の中で親と一緒に調理をするということでも、作り手の気持ちを考えることになると思うので、そういう視点からの啓発事業としてもできると思う。</p>	<p>学校は、小学校は1年に1回、中学校は1年に2回実施しているが、今年度の「弁当の日」の取組調査から、「共働きで忙しくて時間が作れない」「早朝の忙しい時間は仕事がある保護者にとっては片付けまで手が回らない」などの意見を寄せられている。</p> <p>そのような中でも、家庭の負担の関係から「弁当の日」を実施していない中学校では、夏休みの課題として弁当作りを実施しているほか、同じく「弁当の日」を実施していない小学校でも、家庭科の時間に弁当作りの学習をしている学校もあるなど、各学校の実情に合わせて弁当作りを実施している。</p> <p>このように、家庭の負担等も考えると実施回数をこれ以上に増やすことは難しい現状の中で最大限に取り組んでいる。</p> <p>・「食に関する指導」で使用している教材（ワークシート）を、家に持ち帰るだけでなく、教材（ワークシート）に家庭での実践状況を保護者に記載してもらい、学校にフィードバックするような取組をしている学校もあることから、これを家庭の中で一緒に調理をする機会や、作り手の気持を考</p>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の体に入る物を自分で管理することが大切であり、市販されている物で体に悪い物の情報も食育に含んだら良い。 ・「食に関する指導」は学校からの要請で行っているということだが、中学生は特に大事な時期であるので、しっかりと講習をしてほしい。 ・「食に関する指導」の学校ごとの実施回数のがらつきが課題である。 	<p>える機会が増える一つの方法と考える。なお、各校の実情によりこの手法で実施していない学校もあるが、このような取組もあることを紹介していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の中で、食生活の改善やバランスの良い食事など実施しており、その中で説明をしている。 ・中学校では、家庭科などの専科教員による教科と連携した「食に関する指導」が行われていることに加え、学校からの依頼により共同調理場の学校栄養職員が学校に出向き授業を行う場合もある。各校では、限られた授業時間数の中で実情に応じた形で実施しており、現状としてできる限りの講習を行っている。 しかしながら、今後も学校栄養職員による授業を各校に周知するとともに内容の充実を図り、「食に関する指導」の充実に努めていきたい。 ・10月に栄養教諭・学校栄養職員が集まる会議の中で、各学校において年度当初に策定した食に関する年間指導計画に

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全課が実施する食育と各学校が独自に実施する食育があるが、同じ食育ということで、どのように共有・連携していくかが課題である。 ・教育ファーム(生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動のこと)を各校でやっているが、それが食育にどう生かされているか、把握や発表をしてほしい。HaRuNe 小田原の給食展で、教育ファームの収穫物をどう献立にしているか展示してみるなどはどうか。 	<p>基づき、食に関する指導が実施されるよう栄養教諭・学校栄養職員と協議した。また、学校安全課で実施状況を把握するため、実施後速やかに報告書を提出するよう依頼し、報告を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、食に関する年間指導計画に基づいて食育の推進を実施している。学校安全課では各学校の取組について把握し、取りまとめるなど情報の共有化を図るとともに、学校給食展において紹介するなど、事業の連携に努めている。 ・教育ファーム推進事業としての位置付けは平成28年度で終了したものの、引き続き、学校農園や学校菜園などを活用した教育活動は、各校や地域の実情に応じて取り組んでいる。収穫された作物が給食に使われたり、食に関する指導等で生きた教材として活用している学校もあり、実施後には報告をしてもらっている。発表については11月24日開催の学校給食展において学校農園で作った農産物を給食に活用した取組をパネル展示やDVDで紹介した。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・かつて竹下和男先生が行った「弁当の日」の講演会を毎年、あるいは3年に1度、企画しても良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹下先生の講演会については、弁当の日の事業開始に際してその意義を伝える講演であった。現時点では弁当の日は定着しており、食育の生きた教材として活用されており、再度講演会を開催する予定はない。
4	防災教育事業（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生には一斉防災訓練への参加など、災害時に支援する側にも回れるような力を身に付ける環境を整えてほしい。 ・「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は、緊急時用として使うなら、コンパクトにして必要最小限となる内容に絞った方が活用できる。 ・「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は授業の中で危機管理を学ぶ教材としての活用を希 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉防災訓練の開催時期は例年、夏季総体開会の前週末であるため、学校行事としての参加や教育課程内での設定が難しい現状がある。また、一斉防災訓練への参加については各家庭での判断と考える。 中学校では、避難訓練の事前・事後指導の中で生徒に対し、有事の際は進んで支援者となれるよう啓発を行っている。（中学校版防災教育パンフレットにも記載あり） ・コンパクト化に向けた校正作業が終了した。 令和2年度以降は、A5版で配付する。 ・既に避難訓練時の事前指導や事後指導で、資料として活用している。今後さらに幅広い活用を各校に周知してまいり

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害以外にも、水害や防犯、その地区の災害をテーマにしたパンフレットも今後検討されたい。 起震車体験や煙体験、水流体験などを通して、子供たちに実感として危険を察知する力を身に付けてもらうのはどうか。 	<p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会独自に水害・防犯、各地区の災害をテーマにしたパンフレットを作成する予定はないが、小学校2年生時に、文部科学省から水害・防犯・交通安全についてのリーフレット（「たいせつないのちとあんぜん」）が配付されるほか、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）」や「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月）」等、様々な通知や資料が配付され、各校ではこれらを参考に実情に応じて児童生徒への指導を行っている。なお、文部科学省からの依頼「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（令和元年12月）」を受けて、各校の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について適宜見直すよう依頼しているところである。 訓練内容については、すでに各学校の防災計画に基づき計画的に行っている。本市消防署が所有する起震車が故障して以降、現在、再整備・購入の予定はないと聞いている。また、水流体験等について

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校防災アドバイザーの派遣校数が少ないという課題には、派遣校数を増やす努力のほか、希望制ではなく強制にする、学校防災アドバイザーの教を学校間で共有するという対応はどうか。 ・学校にある避難はしごを実際に訓練で使ってみてはどうか。 	<p>は県総合防災センターで体験が可能であることについて、学校に周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校防災アドバイザーは、令和元年度以降、希望制による派遣ではなく、計画的に各校へ派遣するように変更した。派遣校数を増やすことについては今後検討していく。 ・本市の校舎設計上、火災等が発生した場合の複数の避難ルートがあり、避難はしごを利用するしか避難できない場所はないと考えている。また、避難はしごを利用した訓練を実施した際、落下等による二次的の事故の発生が懸念されることから、避難はしごを使わないで済む避難ルートを確認している。
5	家庭学習の推進（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ドリルの具体的な活用方法を、家庭での活用も含め検討してほしい。 ・製本はせず、1枚ずつ扱えるドリルにすると活用がしやすい。 ・低学年を対象とするドリル 	<ul style="list-style-type: none"> ・データをHPに掲載し、家庭でも活用できるようにした。活用しやすいように「活用の手引き」を作成した。 ・冊子にしたものと、クリップ止めしただけのものを各校に配付した。 ・放課後子ども教室へ提供し

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>は、放課後子ども教室で活用すれば良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉健康部が所管する生活困窮世帯への学習支援事業での活用もできる。 ・広く一般的に使うものではなく、ターゲットを設定し、公的な機関が作成する学び直しができるドリルという位置付けではどうか。 ・ドリルには対象となる学年があるだろうが、使うのはその学年に限らなくても良く、学年を表記する欄は無くて良い。 ・初任者の先生の研修に使えないか。先生方が蓄積してきた、子供たちがどのようなところにつまづくかという経験をこのドリルを使って学ぶことができる。 	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉健康部生活支援課へ提供した。 ・児童のつまづきやすい部分をふまえたドリルとして、現在の学年のページだけでなく、前の学年のページについても使えるよう、HPでデータを公開した。 ・どの学年で学習する内容なのかわかりやすいように、学年ごとのまとまりで作成し、国語では各ページに学年表記を入れないようにした。 ・小田原市が主催する初任者研修（毎年8月）における活用について検討している。
6	公立幼稚園教育推進事業（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保のため臨時職員の賃金をあげてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の中には「扶養の範囲で働きたい」と希望する者も多く、賃金の増加により、扶養を外れてしまうことを心配する意見もある。現在は、会計年度任用職員制度の周知に努めている。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、公立幼稚園の統廃合という話もあると思うが、費用がかかっていることなので、早く考えた方がよい。 ・現在、園児数が少ない園もあると思うが、少人数であることで丁寧に保育できるという特色を出すという考え方もある。 ・私立幼稚園に、よりインクルーシブ教育に目を向けてもらうため、公立・私立幼稚園の交流を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の統廃合は認定子ども園整備と合わせ検討する。方針決定から実現まで時間を要する事業であることから、方針を早めに決定するよう取り組む。 なお、前羽幼稚園については、幼稚園の安全を懸念する陳情があったこと等を受け、令和元年11月、地域住民との話し合いを開始した。 ・教育委員会事務局としては、少人数保育による丁寧さの利点よりも、むしろ集団規模の減少による園児同士の刺激が少ないことの課題を懸念しているところではある。 なお、令和元年11月、前羽幼稚園について、地域住民との話し合いを開始したが、同じく丁寧さを評価している意見があった。 今後は、地元の意向を十分に聞きながらも、子どもにとって、最良な教育環境の整備に努めていく。 ・今年度、私立幼稚園職員を含め「幼保公私」の意見交換会を開催するなど私立との連携を強めている。今後は、こうした意見交換会等を活用し、私立

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
			幼稚園を含め市全体の幼児教育の質を高めていく。
7	特別支援相談・通級指導教室充実事業 (教育指導課)	・インクルーシブ教育について現場の先生の意識改革は必要であり、今後も啓発活動を継続して行ってほしい。	・平成29年度から令和元年度の3年計画でインクルーシブ教育の周知・理解・推進を図ってきた。これまでの成果と課題を整理し、令和2年度以降も学校訪問をしながら、より一層教職員の意識を高めていく予定である。
8	放課後子ども教室推進事業(教育総務課)	<p>・スタッフ集めの課題解消として、中学校の時間講師を活用できないか。</p> <p>・今後、事業を拡大したり申込者が増えていけば、いずれ支援が必要な子の受入体制が課題となる。その時にどうするかを考えておく必要がある。</p> <p>・現在は、学習支援を中心に行うことから、教員免許を持っている者を学習アドバイザーとしているが、全員が教員免許を持っている必要はなく、3人のうち1人が持っていれば良いなど、運営の仕方です。</p>	<p>・安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組みを始めており、中学校の時間講師の活用については、今後のスタッフ募集の際の参考とする。</p> <p>・支援の必要な児童が申し込んだ場合は、スタッフを加配することが必要となるので、引き続きスタッフ確保に努めていく。</p> <p>・安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組んでいる。</p>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>ツプ集めの課題を解消できないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂が増えてきており、またそこでも宿題をやっているとところも多いので、連携していくと良いのではないか。行政と民間の役割分担など、小田原市としての望ましい姿を考える時が来ている。 ・週3日開催を目標に努めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年課と子どもの居場所の考え方をまとめるため、調整を行っている。学校を中心とした居場所づくりと、地域における居場所づくりを進めて、互いに連携、協力することを盛り込んでいく。 ・開催日を増やせるよう、学校と調整するとともに、開催に必要なスタッフの確保に努めている。 <p>なお、令和2年度は山王小学校で週2日から週3日とする予定。(ただし新型コロナウイルス感染症対応の状況によっては未定)</p>
9	<p>学校施設維持・管理事業(小・中・幼) (学校安全課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAの保護者の中には、学校の修繕の計画が十分に理解がされていないケースがあるので、要望を出しているにも関わらず実施されない項目(繰り返しされたもの)について、理解を得られるように学校長とPTA役員との説明のテーブルを持ってもらえると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中の日常的な修繕依頼については、緊急的なものは直ちに実施しており、緊急性がないものは、その時に理由等を説明している。また、前年度学校要望で実現出来なかった修繕工事の要望については、当該年度の学校要望の聞き取り(5月～6月)を、学校長および教頭の出席にて学校安全課職員と行っており、その時に昨年度実施した内容について

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
			<p>て大まかな優先順位付けの説明している。そのため、PTA役員への説明が必要な場合も、基本的には各校で対応できるものと考えており、年度当初の校長会連絡調整会議において、その年度の実施工事内容をお伝えしているので、工事予定や未実施である修繕対応について、学校側よりPTA関係者に説明して頂けるよう工事要望ヒアリング時に依頼する。</p>

小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、令和元年度の達成状況を記載した。

五つの側面		成果指標	計画策定時	目標	令和元年度
1	自ら考え表現する力	友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	83.0% 88.9% 86.0%	90%以上	71.6% 68.7% 70.2%
		授業で学んだことを、他の学習に生かしている児童生徒の割合	83.8% 70.5% 77.2%	85%以上	81.2% 72.0% 76.6%
2	命を大切にする心	自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	79.2% 71.6% 75.4%	85%以上	82.4% 71.3% 76.9%
		いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合	96.0% 91.8% 93.9%	100%	96.7% 93.4% 95.1%
3	健やかな心と体	朝食を毎日食べている児童生徒	93.9% 91.0% 92.5%	95%以上	93.5% 92.6% 93.1%
		運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	90.2% 84.6% 87.4%	95%以上	88.6% 84.0% 86.3%
4	ふるさとへの愛	地域や社会をよくするために何をなすべきかを考えることがある児童生徒の割合	37.8% 29.8% 33.8%	50%以上	48.5% 36.8% 42.7%
		今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	51.2% 34.0% 42.6%	60%以上	56.3% 40.4% 48.4%

5	夢への挑戦	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	95.7% 95.2% 95.5%	95%以上	94.7% 92.9% 93.8%
		将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	83.4% 71.8% 77.6%	90%以上	83.3% 67.6% 75.5%

1	おだわらっ子の約束	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	78.3% 72.7% 75.5%	85%以上	79.1% 76.6% 77.9%
		友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	94.1% 95.4% 94.8%	95%以上	—
		学校のきまりを守っている児童生徒の割合	92.8% 92.2% 92.5%	95%以上	90.4% 95.0% 92.7%

※この表において、計画策定時とは平成29年度を、目標は令和4年度を指す。

※計画策定時、令和元年度の数値は、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から転記した。

※数値の上段は小学校、中段は中学校、下段は小中平均の値を表す。

※目標値は小中の平均値を表す。

※当該年度の「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から質問項目が除外され、把握できなかった項目は傍線を付した。

※「自ら考え表現する力」を測る成果指標とした「友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合」は、平成30年度から質問項目が削除されたため、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」との質問項目を準用した。

※「自ら考え表現する力」を測る成果指標とした「授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合」は、令和元年度は「授業で学んだことを、他の学習に生かしている児童生徒の割合」に変更した。

学校教育における令和2年度中のICT活用について

1 経緯

新型コロナウイルスの影響による臨時休業に備えるため、市議会6月定例会で学習支援ソフト使用料、学習用端末購入費、家庭学習用通信機器（ルーター）購入費及び回線使用料にかかる補正予算が可決された。

現在、これらの調達を進めており、家庭にインターネット環境のない児童生徒への通信機器の貸出を含め、9月末までには、臨時休業時でも一定の学びの保障ができるICT学習環境が整う予定である。

一方、国では、コロナ禍における今年度の特例として、学校の授業では学校でしかできない学習活動に重点をおき、個人でも実施可能な学習活動の一部は授業以外の場で行うこと（学習活動の重点化）を認めている。

そこで、今回整備するICT学習環境を最大限に有効活用し、学習活動の重点化を図るとともに、臨時休業時の学習保障に万全を期していくこととした。

2 取組内容

(1) 学校における学習支援ソフト等の活用

既存のパソコン教室の端末に加え、臨時休業への備えとして先行整備する学習用端末を使用して、授業で学習支援ソフト等によるドリル学習や課題の配付・回収などを行う。

(2) 家庭における学習支援ソフト等の活用

児童生徒の学習の充実と効率化を図るため、家庭においても学習支援ソフト等を活用した学習を行う。

なお、家庭にインターネット環境のない児童生徒に対しては、学習用端末及び通信機器を貸与する。

3 効果

(1) 学校で日常的にICTを活用した学習をすることによって、今後再び臨時休業を行うこととなった場合においても、スムーズにオンライン学習に対応できる。

(2) 教員が学校の授業以外の場（家庭）における児童生徒の学習状況を適切に把握することで、学習活動の重点化を効果的に進めることができる。

4 スケジュール

	内 容
8月上旬	・学習支援ソフト等の児童生徒・教員用アカウントを学校に配付 ・教員による試験運用開始
8月下旬	・パソコン教室の端末を使用した学習支援ソフト等の活用開始
9月上旬	・保護者宛て通知の発送
9月中旬 ～下旬	・学習用端末（先行整備分）及び家庭学習用通信機器の学校への納品 ・学習用端末を使用した学習支援ソフト等の活用開始
10月中旬	・家庭における学習支援ソフト等の活用開始 (学習用端末及び家庭学習用通信機器を必要とする家庭への貸与)

令和3年度使用中学校教科用図書の採択について

1 採択の経過

令和2年4月28日の教育委員会定例会において、採択方針及び日程を決定した。

その後、教科用図書の採択に関し必要な事項を調査検討するため、校長会、教員、保護者の代表で構成する教科用図書採択検討部会を2回開催するとともに、専門的な調査研究を行うため、中学校教員による調査会を4回開催した。

これらの調査研究結果を踏まえ、令和2年7月28日の教育委員会定例会並びに7月31日及び8月4日の同臨時会において協議を行い、次のとおり採択した。

2 令和3年度中学校教科用図書の採択

令和3年度に使用する全ての教科書について、次のとおり新たに採択した。

◆採択種目、発行者及び理由

種目	国語	発行者	光村図書出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> 各教材で、「見通しを持つ」ところから「振り返る」までの一連の流れが明示されていて、学習過程の流れをつかむことができる。 「広がる読書」「本の世界を広げよう」のコーナーで、読書への興味を引き立てるとともに、「読書生活を豊かに」のコーナーは、小説の続きを読みたいという意欲を抱かせるものである。 思考を深める、広げる、整理するという観点を基に、マッピングやブレインストーミングなど、具体的な思考ツールを紹介しており、展開の方法なども解説している。 古典の教材はスタンダードな中学生らしい題材を取り上げている。 教材の配列について系統性があるような工夫がされている。 			
種目	国語（書写）	発行者	光村図書出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> 各教材で、学習の目標と振り返りが提示されており、生徒が主体的に学習に取り組むことができる。 手紙やメール、はがき、履歴書、送り状など、日常生活に役立つ内容が詳しく掲載されているので、長く手元に置いておきたい教科書である。 「全国文字マップ」で身近にある文字を取り上げたり、コラムでユニバーサルデザインを紹介したりするなど、文字についての興味を持てる工夫がある。 2次元コードにより書き順や運筆を動画で参照できる。 			
種目	社会（地理）	発行者	株式会社帝国書院
<ul style="list-style-type: none"> 表紙の見開きに、SDGsの17の目標を写真とともにわかりやすく示しており、現在の日本や世界が抱えている問題への意識付けができると思われる。 生徒が異文化や国土への理解を深めて、グローバル化する国際社会の中で活躍するための主体的な取組や深い学びにつながるような構成の工夫がある。 それぞれの地域に暮らす人々の姿、自然環境や文化、産業などを多面的に見ることで、地域の特色への理解が深まるように示されている。 日本の各地を体感できるイラストや地図、さらに新鮮な驚きを生み出す写真を効果的に扱うことにより、生徒にとって親しみやすいものとなっている。 節の振り返りでは、地理的な見方・考え方を説明する場面が多く設定されており、思考力・判断力・表現力を養うことができるようになっている。 			

種 目	社会（歴史）	発行者	株式会社帝国書院
<ul style="list-style-type: none"> ・章の扉にある「タイムトラベル」で、イラストで時代のイメージを視覚的に捉え、人々の営みを当時のまちの姿に落とし込みながら、生徒が興味を持って学ぶことができる。 ・巻頭に、「人々が置かれた状況や、多様な願いへの理解を深めることにより、人々の様々な立場とその多様性を踏まえた未来の社会の成長を考えていくことができる。私たちは未来のために歴史を学ぶ」という趣旨が書かれている。 ・各ページにある「確認しよう」「説明しよう」で、自らの考えを表現することを促すことにより、主体的な学びにつなげることができる。 ・様々な資料の使い方について、人の生きている姿が重なってきて、それが歴史を編んでいるというような人間の息遣いが感じられる。 			
種 目	社会（公民）	発行者	株式会社帝国書院
<ul style="list-style-type: none"> ・「アクティブ公民」で、現実の社会で起こりうる事例を通して、ロールプレイングやディベートなどを使って課題を追究していくことで、言語活動の育成とともに、思考力・判断力を養い、深い学びにつなげるように工夫されている。 ・各見開きの導入資料は、迫力のあるワイドな写真や生徒に身近な事例を取り扱って、生徒が実感を伴って本文の理解が容易になるような工夫がされている。 ・「先輩たちの選択」では、多種多様な方々のインタビューが掲載されており、キャリア教育の一助になる。 ・「Yes No」というコラムで両論併記をしているものがあり、今の社会について中学生が考えるきっかけになる。 			
種 目	地図	発行者	株式会社帝国書院
<ul style="list-style-type: none"> ・大判化により紙面がとても見やすく、場所を探しやすい。 ・巻頭の「地図活用のコーナー」で、地図から読み取る学習活動や言語活動を促す工夫を取り入れている。 ・色使いが柔らかく全体的にすっきりしており、イラストを多数取り入れていることから、視覚的に必要な情報を読み取りやすいつくりになっている。 ・自然災害の発生の過程から被害対策等、防災への関心が高めるような資料が充実している。 			
種 目	数学	発行者	学校図書株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・各章の導入部分の見開きページで、その単元の問題を中学生が身近に感じられるような題材により、自ら課題を見つけ、取り組めるように配慮している。 ・わかりやすく、段階的に学ぶことによって、達成感が得られるような構成になっている。 ・数学を実生活に生かすという点に力点を置き、学びについての意欲、動機付けにもつながるようなコーナーが充実している。 ・図や表から数式を求めたりするような具体的な課題を取り扱うことにより、数学の有用性を実感しながら学べる構成になっている。 			
種 目	理科	発行者	大日本図書株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・「やってみよう」では、学んだことを生かして自分で実験することにより、学んだことを生かしたり、広げたりする工夫がある。 ・「探究活動」では、課題を発見し、観察実験を通して課題を解決するという理科の面白さが伝わるような内容になっている。 ・単元の導入部分では、既習事項がイラストや写真を使って楽しくまとめられていて、復習しやすい構成になっている。 ・「発展」マークのところでは、当該学年以上で学ぶ内容が載っていて、理科に興味のある生徒により発展的な学びを提供することができるようになっている。 ・「くらしの中の理科」が各学年で豊富に掲載されており、理科で学習することは身の回りとながっているということを、生徒自身が意識できるように構成されている。 			

<ul style="list-style-type: none"> ・実験や観察の記録の取り方やノートの描き方が丁寧に説明されており、科学的な記録の仕方が身に付くようになっている。 			
種 目	音楽（一般）	発行者	株式会社教育芸術社
<ul style="list-style-type: none"> ・キャラクターの吹き出しで適時学習のポイントやヒントが示されており、思考を深めるサポートになっており、話し合いや対話のイメージをしやすくして、主体的・対話的で深い学びを促している。 ・発声方法について大きなイラストを用いているとともに、変声期についても丁寧な説明があり、配慮された内容になっている。 ・著作権の記述について、自分ごととして捉えられるように説明されている。 ・ワークシート中に「どのように歌いたいかな」等、主体的に音楽に親しむ投げかけがあり、書きやすい工夫がある。 ・曲の配列も適切で季節感に溢れている。 			
種 目	音楽（器楽）	発行者	株式会社教育芸術社
<ul style="list-style-type: none"> ・リコーダーの使い方について、小学校の学びを生かしており、苦手意識を持つ生徒でもスムーズに入れる工夫がある。 ・現在活動している音楽家の言葉が掲載されており、音楽の世界を通じて多様な価値観が学べるようになっている。 ・音楽文化の理解について、和楽器に取り組む中学生の様子などさまざまなジャンルの合奏曲や楽器を取り上げており、各自の興味に合わせて学びを深めていくことができる。 ・音楽と同一の出版社である方が指導者も生徒も扱いやすいと考えられる。 			
種 目	美術	発行者	光村図書出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・表現と鑑賞の学習の内容を相互に関連させながら、学びを深めて、発想を伸ばすことができるように工夫されている。 ・「皆の工夫」では、実際の生徒の制作過程を詳しく紹介しており、試行錯誤しながら制作する様子を、自分の表現の参考にすることができる。 ・鑑賞で「最後の晩餐」の題材のページにトレーシングペーパーがはさまれており、生徒自ら遠近法を実感することができる。 			
種 目	保健体育	発行者	大日本図書株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ページの左側に理論が、右側に実際に活用する方法が書いてあり、健康に対する知識や生活への実践が身に付くような工夫がある。 ・自然災害について大きな写真を使ってインパクトのある取り上げ方をしており、もしもの時のための備え等、現在の課題に対応している。 ・心肺蘇生法の実技に関して、写真で詳しく分かりやすく解説してあり、確実に技能を身に付けることができるような工夫がある。 ・全編を通して、生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養う意図が見受けられる。 			
種 目	技術	発行者	東京書籍株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・巻末特集の「SDGsとTechnology」では、SDGsについてもわかりやすく述べており、SDGsに取り組んでいる小田原市で扱うのにふさわしい。 ・ブレインストーミングやKJ法などの多彩な学習法を紹介しており、生徒同士が意見を言い合いながら理解していける。 ・各章の「学習のまとめ」では、実生活と関連させ、全体的に、過去や現在を踏まえて未来につながっていくという視点でまとめられている。 ・「技術の最適化」や「技術の光と影」で、エネルギー変換の技術には生活を豊かにする光の側面がある一方、環境への負荷や事故の危険性などの影の側面があることも明確に示されており、今を生きる我々にとって大切なメッセージとなっている。 			

<ul style="list-style-type: none"> ・ネットリテラシーを重視している。また、プログラミング学習については、伝言板システムなど比較的簡易なものから、農業のシステムやロボット掃除機という高度なものまで扱っており、生徒の興味や進度に応じた学習が進められるようになっている。 			
種 目	家庭	発行者	東京書籍株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・写真やイラスト、図表などがわかりやすく、視覚的な資料が充実しており、多彩な実習例が豊富に揃えてある。 ・「伝統文化のマーク」があり、日本の伝統文化への理解を深め、後世に継承していきたいくなるような内容が充実している。特に、日本各地の郷土料理を各県ごとに写真で示すなど、視覚的にわかりやすく工夫されている。 ・各章の導入では、生活の営みに係る見方や考え方が例示してあり、多角的な視点から考えたり、判断したりして問題解決に取り組めるようになっている。 ・巻末の「防災・減災手帳」は、そのまま実生活に活用でき、命の大切さを伝えることができる。 ・消費生活における基本的な知識や、中学生が巻き込まれそうな事案についても掲載し、注意を促している。 ・抽象化し、汎用性があるような形で家庭の機能について説明をしており、将来、社会の形成者として成長していく生徒にとって、家庭を中心に、地域に広がり、もっと大きい社会に広がっていくという生活圏の広がりについて押さえられている。 			
種 目	英語	発行者	光村図書出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・1年次の導入で小学校の英語の振り返りができ、小中学校の連携に配慮して、楽しく復習できるようにしている。 ・各章の導入にリスニングと想像を働かせる設問があり、大まかに英語を捉える力を身に付ける工夫がある。 ・レストランの注文や電話での会話、空港でのアナウンス、ラジオ番組の中継など、日常生活に即した題材が取り上げられ、使ってみようという意欲につながる。 ・各学年での物語の題材が、身近な題材から平和あるいは環境問題、AIなど、発達段階に考慮されたもので、多様な見方・考え方を育成できる。 			
種 目	道徳	発行者	日本文教出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳科の学びを通して、他者と共に社会を創造し、よりよい社会の担い手になるため、一人ひとりが自信をもってよりよく生きることを目標として構成されている。 ・「プラットフォーム」で、いじめやSNSに関する問題、アンガーマネジメント、震災などが扱われており、生徒が身近な問題として具体的なイメージを持ちやすいと感じられる。 ・情報モラルについては、それぞれの学年でそれぞれの段階にある生徒が感情移入しやすいような題材を取り上げている。 ・発問が「考えてみよう」と「自分に+1」の2問に絞られており、1つ目はねらいに迫るための問い、2つ目は学んだことを生かすための問いとなっている。 			

3 令和3年度小学校教科用図書（参考）

小学校教科用図書については、無償措置法第14条の規定に基づき、令和3年度も令和2年度と同一の教科書を使用する。

◆種目及び発行者

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版株式会社
書 写	光村図書出版株式会社
社 会	教育出版株式会社
地 図	株式会社帝国書院
算 数	学校図書株式会社
理 科	大日本図書株式会社
生 活	光村図書出版株式会社
音 楽	株式会社教育芸術社
図画工作	日本文教出版株式会社
家 庭	開隆堂出版株式会社
保 健	株式会社学研教育みらい
英 語	開隆堂出版株式会社
道 徳	株式会社学研教育みらい

教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 令和3年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討部会は、教科用図書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告すること。
- (3) 令和3年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、令和2年度と同一の教科書を採択すること。
中学校については、「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書から採択すること。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等にかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (4) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。